

国際フォーラム

# おもしろい公園 いきたい公園

— かわって行く世界 —

## 講演録

財団法人日本生態系協会  
財団法人埼玉県生態系保護協会

国際フォーラム

# おもしろい公園 いきたい公園

－ かわって行く世界 －

平成19年10月17日（水）  
大宮ソニックシティ小ホールにて

主催 財団法人日本生態系協会

財団法人埼玉県生態系保護協会

後援 国土交通省・環境省・埼玉県

（社）日本造園学会・日本ビオトープ管理士会

協賛 岩堀建設工業株式会社・株式会社高脇基礎工事

株式会社東京建設コンサルタント

# 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 講演者プロフィール .....                        | 4  |
| 開会挨拶 .....                             | 7  |
| 今村信大 財団法人日本生態系協会副会長                    |    |
| 基調講演「おもしろい公園 いきたい公園 ーかわって行く世界ー」 .....  | 8  |
| 池谷奉文 財団法人日本生態系協会会長                     |    |
| 講 演 1「シュツットガルト市の都市公園ネットワークの取り組み」 ..... | 24 |
| デトレフ・クロン                               |    |
| ドイツ、シュツットガルト市都市計画・都市再生局局长              |    |
| 講 演 2「公園緑地の総合的な施策の展開」 .....            | 36 |
| 小川陽一 国土交通省大臣官房審議官（都市生活環境担当）            |    |
| 講 演 3「生物多様性時代の公園緑地」 .....              | 48 |
| 亀山 章 東京農工大学農学部教授                       |    |
| 閉会挨拶 .....                             | 57 |
| 行森英治 財団法人埼玉県生態系保護協会副会長                 |    |

## 講演者プロフィール（敬称略）

### デトレフ・クロン

ドイツ、シュツットガルト市都市計画・都市再生局局长

ドルトムント大学(都市計画)卒業後、ロッテンブルグ・アム・ネッカー市都市計画測量所所長代理、パダーボーン市都市計画都市開発局局长代理、ロイトリンゲン市都市計画局局长を経て、2001年5月より現職。1998年ドルトムント大学博士課程を修了。主な専門分野は、公園計画、都市開発計画、環境影響評価、土地利用計画等。



### 小川陽一

国土交通省大臣官房審議官（都市生活環境担当）

1975年千葉大学園芸学部造園学科卒業、同年建設省入省。鈴鹿市助役、公園・緑化事業調整官、愛知県建設部公園監、都市基盤整備公団公園緑地部長、都市再生機構経営推進役を経て、2005年8月より国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長。2007年7月より現職。





## 亀山章

### 東京農工大学農学部教授

東京農工大学卒業。信州大学農学部教授を経て、現職。日本造園学会評議員。主な著書に「エコパークー生き物のいる公園づくりー」(共者)、「雑木林の植生管理～その生態と共生の技術～」(共著)、「造園ハンドブック」(共者)、「造園修景大事典」(共者)。



## 池谷奉文

### 財団法人日本生態系協会・財団法人埼玉県生態系保護協会会長

(財)日本生態系協会および(財)埼玉県生態系保護協会の会長のほか、(社)日本ナショナル・トラスト協会副会長、自然再生専門家会議委員、農林水産環境政策アドバイザー会議委員などを務める。また、国土交通省社会資本整備審議会専門委員として、次期5か年の公園緑地行政について提案。獣医師。





## 開会挨拶

今村信大

財団法人日本生態系協会副会長

皆様こんにちは。財団法人日本生態系協会副会長の今村信大でございます。開会にあたり、主催者を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、私ども、日本生態系協会と埼玉県生態系保護協会が主催いたします国際フォーラム「おもしろい公園 いきたい公園ーかわって行く世界ー」に、多数ご参加くださいまして誠にありがとうございます。また、後援をいただきました、国土交通省、環境省、埼玉県、社団法人日本造園学会、日本ビオトープ管理士会、協賛いただきました、岩掘建設工業株式会社、株式会社高協基礎工事、株式会社東京建設コンサルタント、そして、助成をいただきました、財団法人サイサン環境保全基金に対しましても、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

さて、都市公園や緑地は、国民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、都市や地域の防災性の向上、温暖化の抑止など、かけがえのない多くの機能を発揮している国民共有の財産です。また、地域の自然を保全・再生し、将来世代の財産となる生物資源を保全する機能もあり、生物多様性を確保する上でも重要な役割をもちます。

本日は、まず当会会長の池谷より基調講演をいたします。次に、ドイツのシュツットガルト市よりおいでいただきました、都市計画・都市再生局長のデトレフ・クロン様から、都市公園や緑地をネットワークすることによる都市の再自然化につ

いてご紹介いただきます。また、国土交通省大臣官房審議官の小川陽一様より、国レベルでの公園緑地の施策についてお話しいたします。続いて、東京農工大学教授の亀山章様より、公園緑地での生物多様性保全についてお話しいたします。

本日、この会場には、議員の皆様、行政の皆様、企業の皆様、NPO・市民の皆様と、これからのまちづくりに関わりの深い、大変たくさんの方々にお越しいただいています。皆様のご来場に対して感謝申し上げますとともに、この国際フォーラムが、自然と共存した国づくり・まちづくりへのきっかけになるよう強く願いつつ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

## 基調講演

# おもしろい公園 いきたい公園 – かわって行く世界 –

池谷奉文

財団法人日本生態系協会会長

皆さんこんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました池谷でございます。

本日は公園をテーマに、「おもしろい公園 いきたい公園」というフォーラムを開催させていただきました。なぜこのようなタイトルを付けたかと申しますと、私事で恐縮なのですが、私にはせがれが複数いるのですが、公園に遊びに行こうと言うのを聞いた覚えがないのです。これはやはり問題ではないかなと感じているわけです。街区公園など、市民の身近なところにある公園をもっとおもしろいものにする必要があるだろうし、また、今の世代のためだけを考えて公園づくりを行ってはい十分ではないと思います。持続可能な社会をつくるということが強く求められているわけですから、当然、今の子どもたち、それから今はまだいない将来の人たちのことも考慮した公園のあり方というものを考える必要があります。その考えを基本に、公園というものを再度根本から見直す必要があるのではないかと、そう考えてこのようなタイトルにさせていただきました。

先日、この後にご講演いただきますドイツの都市計画局長のクロンさんと一杯飲みながら、ドイツと日本の公園などについてお話をいたしました。大変びっくりいたしましたのは、まち全体の50パーセントが公園緑地なのだということでした。その続きがもっとすごくて、今一番苦労している

のは、1平米でも多くの自然を残すことなのだ、それに大変苦慮しているのだ、ということでした。日本のまちのなかで50パーセント自然をもっているところは、まずほとんどないわけです。そういった意味でも、大変りっぱなまちをつくられたと思うわけです。

しかし、これはそう簡単にできたものではないと確信しています。と言いますのは、私どもの協会では、20数年来毎年ドイツを訪問し、行政の方々の努力を見てきたからです。20数年前には、例えばベルリンなどのような大きな都市に行きますと、野鳥は日本よりずっと多いという印象はありましたが、野鳥のコーラスが聞こえるということはありませんでした。しかし、この5年間、年々コーラスらしきものが聞こえるようになって、ついに3年ほど前から大きな都市のまん中で野鳥のコーラスが聞こえるようになってきました。

この野鳥のコーラスとは何かと言いますと、20種類前後の野鳥が同時にどっと鳴くものを言うのです。日本のまちのなかで野鳥のコーラスが聞こえたという記憶は、私が子どものときからありませんでした。昔は田舎、例えば富士山麓や浅間山麓ですとか、北海道の知床の近くですとか、そういうところに行きますと、野鳥のコーラスはありました。しかし、15年ほど前から、日本全国で野鳥のコーラスが聞こえなくなってきました、多くの場

所で、サイレント・スプリング、春になっても野鳥が鳴かないところが増えているわけでございます。しかし、ドイツの現状を目の当たりにして、日本も決して見捨てたものではなく、やる気になればこれからでもまだまだ自然と共存した持続可能なまちはできるなと感じたわけでございます。それを実現するためにも、本日、講師の皆さんのお話をお聞きいただいて、これからの日本の国のあり方、まちのあり方、その中核となる公園のあり方をもう一回見直す必要があるのではないかと思っています。

現在、日本を含め、世界が持続可能な社会をつくらうという方向で努力をしているわけです。このことは1992年にリオ・デ・ジャネイロで行われた地球サミット、これがひとつの大きな契機になっています。20世紀の生き方、20世紀のまちのつくり方、これらはあきらかに持続可能な社会とは反対の方向に向かっていた。その反省から、これからは持続可能な社会をつくっていこうということで、日本をはじめ世界の多くの国の間で国際的な約束が交わされているわけです。しかし日本の国内を見回してみますと、さて、持続可能な社会の方向に進んでいるのだろうか、実は、どうもそうではないのではないかと感じます。

持続可能な社会というのは、3つの要素から成り立っています。そのひとつが自然生態系です。これはまさしく我々の生存基盤です。太陽光線と大気と水と土と多くの野生生物、これら野自然生態系をきちんと守りましょう、ということです。その上に来るのが持続可能な経済で、産業が2つ目になります。第一次産業、第二次産業、第三次産業を持続可能なものに変えましょう。経済を持続可能なものに変える必要がある、ということです。3つ目にあげられるのが社会であります。これはつまり、我々の生き方、それからまちのつくり方に直接関係した部分です。まちのつくり方とし

ては自然と共存した美しいまちをつくっていくということになりますし、生き方としては極力質素な生き方をする、ものは極力買わない、こういう考え方が必要だということになるわけでございます。特に、ヨーロッパの国々は、約束どおりその方向へ大きく動いているわけでございます。近年では、アメリカもその方向に大きく動き出したところでございます。

さて日本はと言いますと、先進国のなかで唯一、どうも一歩遅れているという感じがするわけでございます。持続可能な社会と言いましても、それがどういうものなのかちょっとぴんと来ないと思います。そこで、まず映像を見ながら、持続可能な社会とは何かということを見てみたいと思います。世界を見渡してみますと、持続可能な社会になってしまったという国が一国あります。それはキューバです。この国は、60年ほど前にアメリカとけんか分かれしてソビエト連邦と仲良くなりました。ところがソビエト連邦が十数年前に崩壊をしてしまいました。そのことによって石油の60パーセントが止まり、輸入の大半が止まりました。そのような状況のなかで自活をしていく必要があったわけです。まさしく地産地消をせざるを得なかったのです。しかし、十数年経った今、世界の注目を集めています。なぜかと言いますと、持続可能な社会にかなり近づいた、持続可能な社会とはこういう社会なのだということが分かるということで、注目を集めているわけでございます。

これはキューバの首都ハバナの官庁街の壁にかかっているチェ・ゲバラの像でございます。ここに来ると、ああキューバに来たなという感じがするわけでございます。これがキューバの首都であるハバナの現状です。人間がつくったものは、全てゴミになるわけです。しかし、いきなりゴミになるわけではなくて、だんだん劣化してきてゴミになっていく、劣化をした部分を修繕したり、つけ足さないとうまく使えません。この費用が維持管理費に

なるわけです。もはやその維持管理費もないという状況です。日本の場合も維持管理費が、建設投資額の50パーセントを超えています。日本もまもなくこうなるかもしれないということです。高い構造物ほど維持管理費が多くかかるわけです。ハバナにも高いビルがありますが、この維持管理費が払いきれなくなる、払いきれなくなると使えなくなる。もう上の方の階はガラガラでございます(図-1)。エレベーターも故障して使えない、このような状態でございます。日本にもこれよりもっと高い超高層ビルなどがたくさんございますが、そういった建物も将来全部ゴミになってきます。

これが60年前には新品だったアメリカの車で、今もタクシーとして利用されて走っています



図-1



図-2

(図-2)。しかし、これがいよいよ部品もなくなって走らないということになりますと、こういった自転車タクシーに変わってきます。持続可能な社会とは、このように徒歩と公共交通と自転車の時代だろうということになります。これが公共交通でございます。ラクダバスと言いまして、この1台に約300人が乗って、通勤通学しているということです。

ここが日本で言います東京の永田町、霞ヶ関で、独立記念塔があります。このすぐ近くで有機無農薬の農業が行われています。キューバに関して特に重要なのは、土壌をしっかり守るというやり方で農業を行って、世界でも有数の有機作物をつくる国になったということです。これは、ハバナの中心地に近いところにある公園です。こういった原生に近い自然を残し、または足りない部分については再生をしています(図-3)。まさに自然と共存したまちをつくっています。こういった公園が、日本の都市にいくつあるでしょうか。少なくとも埼玉県あたりにはないと思います。この自然というものが将来世代にとって大切な遺伝子資源だということで、このような取り組みを積極的に行っています。公園のなかに入ってみますと、こういった野鳥がポンと出てきます。これはなんと世界で一番小さな鳥、体重はたった2グラムだそうです。こういった小さな遺伝子資源を絶対減ぼ



図-3

してはならない、つまり、将来世代の財産を守り、残し、そして、そういった自然と共存するまちをつくるということをキューバは実践しているわけでございます。このあたりでは日本はちょっと先を越されたかなという感じがするのであります。

これは持続不可能な社会の絵です(図-4)。我々の生存基盤である生態系を資源という見方からすると、生物資源と非生物資源とに分けることができます。私たちは、これを自ら破壊をして大量生産、大量流通、大量消費をしています。したがって、大量のゴミがでるわけです。日本の場合、大量に生産するだけでは足りませんで、大量に輸入をいたします。輸入したモノ、つくったモノは全てゴミになります。二酸化炭素をはじめ、これらが蓄積されますと大変な問題を起こすということになります。したがって、環境問題における第一の問題は、生存基盤である自然生態系の破壊だと言えます。これが一番目の問題です。この結果として、二酸化炭素の問題ですか、ゴミの問題が起きてくるというわけです。ですから、現在深刻化している地球温暖化は、二番目の問題ということになるわけです。

こちらが持続可能な社会の絵です。太陽光線、大気と水と土と多くの野生生物、つまり自然生態系、これをきちんと守らなければなりません。

ん。これが生存基盤ですので最も重要です(図-5)。二番目に経済を持続可能なものにする必要があります。第一次産業である農業、林業、漁業。これを自然と共存した持続可能なものに変えましょうということです。第二次産業の多くが地下資源を利用して成り立っています。しかし、地下資源は有限です。このことから、これからは自動車産業をはじめ、様々な産業が縮小していく時代、縮小させなければだめだという時代をまもなく迎えることになります。そのうえで流通の仕方も考えなければいけません。輸入は極力減らして、公共交通と徒歩と自転車を使った生活ということになります。我々は、極力質素な生活をして、感性を育てるために子どもには思いきり自然体験をさせるということが基本です。そうするとゴミの量がぐっと減って、持続可能な社会ができてくる、ということになります。

持続可能な社会を底辺で支える自然生態系、太陽光線と大気と水と土と多くの野生生物という5つの要素がきちんとしているかどうかをどこで見るかと言いますと、そこに多くの野生の生きものが生息しているかどうかです。つまり、これは子どもたちに渡す遺伝子がきちんと残っているかどうかを表しています。この図をご覧くださいとお分かりのとおり、自然生態系には、分解者と生産



図-4



図-5



者、消費者がいます。この部分が土壌で、分解者である土壌生物がすんでいます。土中には地下資源もあります。分解者の上には生産者がいて、その上に消費者がいます。これも第一次消費者、第二次消費者、第三次消費者である高次消費者に分かれています(図-6)。この高次消費者であるタカやフクロウなどの猛禽類がいるということが、非常に重要な意味をもっています。と言いますのは、これらがいないと、食う食われるという食物連鎖の関係が途絶えてしまい生態系が崩れるからです。カラスが増えて困る、この問題はまさしくこのタカやフクロウがいないということを指しています。つまり、生態系が健全な状態でないということです。カラスが異常に多い、これはつまり将来世代に手渡す遺伝子資源が健全な状態で残されていませんよと、カラスが赤信号を出して知らせてくれているということになります。

多くの野生生物、つまり遺伝子というのはどこにいるかという、土の上に乗っかっているのです。木の上ではないのです。ですから、とかく自然を守ろうと言うときに、苗木を配って木を植えようということをしますが、その考え方は基本的に誤っていると考えます。自然を守りたいのであれば、多くの土地を守ることが何より大切です。これは自然の守り方の原理原則です。狭いよりなる

べく広く残した方がよい。同じ面積なら、ばらばらで離れているよりできるだけくっつけて一かたまりにまとめた方がよい、できれば繋いだ方がよい、かたちは円形の方がよい。円形にかたまりで残して繋いでいく(図-7)、都市計画というもののなかに、最低限こういった考え方を入れなければ、将来世代は困ることになります。この自然を守る原理原則を最低限都市計画のなかに入れるということが大変重要です。

これをもう少し分かりやすく考えましたのが、ドイツでございます。これはビオトープ・ネットワークと言っておりますが、オオタカという高次消費者のすむ森を一生涯すみ続けていける範囲で残しましょう。そして、シジューカラが一生涯すみ続けていける沼地や湿地を残し、それを繋いでいくという考え方です。この考え方は非常に分かりやすくてよいわけです。これを、もう少し分解してみますと、例えば、オオタカがすんでいる地域をコアエリアとして、人間の立ち入りを禁止してしっかりと守りましょう。その外側はバッファゾーンとして、農林業などに人間も少しは利用してもよいが、オオタカがいなくなっちゃいけない。さらにその外側は、レクリエーションで多少利用してもよいが、オオタカがすめなくなるほど使っちゃいけない。こういったかたまりを繋いで行くというもの



図-6

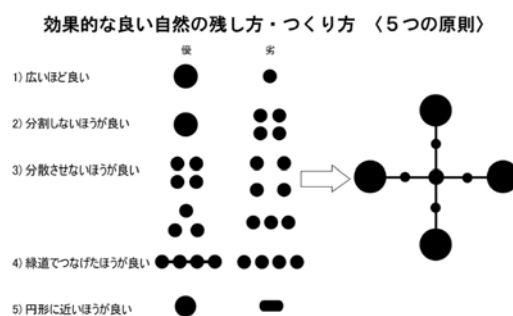


図-7



であります(図-8)。

この考えを世界でいち早く始めたのがヨーロッパの国々です。ヨーロッパの国々ではこういったことを原則としてまちづくりをしているわけであり、なかでもオランダは、この考えを取り入れた計画をつくり、国土レベルでの取り組みに早くから取り組んでいます。これが海岸線と内陸部の湿地帯、これが少し高い地域にある森林でござい、これらの自然を繋いで改善していこうということを実行しているわけです(図-9)。

決してヨーロッパばかりではございません。最近では東洋でもそのような国が出てまいりました。ブータンです。ブータンは自然をかたまりで残して繋いでいくということをやった東洋で最初

の国でござい、(図-10)。残念ながら日本は、この点ではブータンに追い越されたということになります。

自然破壊とは何かと言いますと、まず、多くの地下資源を掘り出すこと、二番目は土壌を失うこと、三番目は多くの遺伝子を失うこと、また生態系というシステムに対する破壊がござい、もし、この道路または建物を真ん中につくらず、端につくれば、遺伝子はある程度残ったはず(図-11)。しかし、自然の中心部分を破壊することによって、最も多くの遺伝子を失うということになります。しかし残念ながら、日本ではこういった単純なことを理解するための環境教育がしっかりと行われておりません。そうするとどうなるかと言

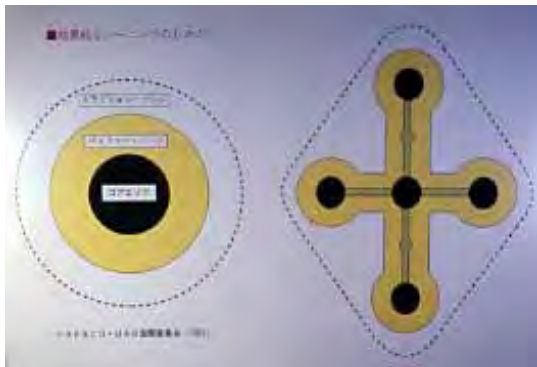


図-8



図-10



図-9



図-11

ますと、細々と残った森の真ん中に道路を通すということが平然と起こるわけです。本来ならばこの端の方に通せばよかったのに、真ん中に道路を通すことによって、将来世代の遺伝子が大きく失われることになります(図-12)。

遺伝子というものには地域特性があります。言い換えると、自然には地域特性があるということです。ここに4つのマイマイカブリがいますが、これは北海道のマイマイカブリ、これは岩手県、千葉県、岐阜県と、地域によって違った特性をもっているということになります。したがって、それぞれを守らなくてははいけません。例えば、東京の都心には自然はいらない、奥多摩にあるからいいや、というわけにはいきません。奥多摩の遺伝子と東京の千代田区の遺伝子では遺伝子が違うのです。大宮の遺伝子と秩父の遺伝子は、違う特性をもっているわけですから、それぞれを守らなくてはだめだということです。加えて、地域を越えて生きものを動かしてはいけません。例えば、北海道のマイマイカブリを岐阜県に持って行った場合、岐阜県に元来すんでいるマイマイカブリが絶滅する可能性があります。また、2つが近い種類ですと、交雑してF1 になります。これを遺伝子の汚染と言います。地域を越えて生きものを動かしてはいけません。埼玉の樹木を北

海道や九州に持って行くということは、してはいけないこととございます。

日本において多くの自然、多くの遺伝子が失われた一番の要因として農林漁業が挙げられます。次が都市関連開発です。三番目が外来種の問題であります。まず、農林漁業ですが、農業、林業というものは、土壌を利用する産業です。土壌を利用するために、その上にいる多くの野生生物を取り去ってしまい、そこにイネやムギを植える、これが農業です。スギ、ヒノキを植える、これが林業でございます(図-13)。これは当然自然破壊ということになります。農林業は産業です。ですから、将来世代の遺伝子を守る場所としてどこを確保して、どこを開発するかという線引きを



図-13



図-12



図-14

しなければなりません。しかし、残念ながら、日本はその線をずっと決めずに来てしまいました。結果として、このような田んぼが全国に広がりました(図-14)。これは、葦原という遺伝子資源の宝庫をどこに自然のままの姿で残し、どこを田んぼとして開発するかをきちんと決めて来なかったからということになります。近年では、細々とわずかに残ったこの自然に、新農政が入るようになったわけです。そして、今もって、多くの自然が失われているということになります。

例えば、これも公共事業の例です。農地の端に側溝をつくりました(図-15)。翌年の春、何が起こったかと言いますと、このように多くの遺伝子が累々と死んだわけでございます(図-16)。大



図-15



図-16

変重要な将来世代のための遺伝子資源であるこういうカエルを、1億円あげるから人工的につくって下さいと言われても不可能なわけです。別の例ですが、ここに水路がありました。それをつぶして道路をつくってしまいました。当然、春になると、冬眠から覚めたカエルが土の中から出て来るわけです。それを車で跳ね飛ばして、殺してしまうということが起こるわけです。その上に、単位面積あたり今もって世界一の量の農薬を撒いて、多くの野生生物を殺すというのが起こっています(図-17)。農地では、自然をかたまりで残して繋いでいくといった取り組みをまったくやっていないわけであります。

林業も同じでございます。本来であれば、事前にきちんと調べて、この山には多くの遺伝子がある、多くのよい自然が残っているから、ここは自然の山として残そう。一方、この山は我々の世代が利用させてもらおう、そういう考え方がなかったわけでございます。最もひどかったのは戦後の拡大造林です。これによって日本のほとんどの山を破壊してしまいました。例えば、日本の埼玉県秩父という山に6月ごろ行きましても、野鳥のコーラスはゼロであります。このスギ、ヒノキの単純林では、野鳥もまったくすめないということになるわけです。日本の自然林は16パーセントくら



図-17



いしかありません。つまり山の頂上付近と半島の先にしか残っていないという状態になっているわけです。これが林業の林です(図-18)。一種類の樹木しかありません。これはモノカルチャーと言いまして、多様性がまったくありません。林業の現状はこうなっているということです。

漁業も同じです。湾という湾をことごとく破壊してしまいました。できればこの半分、理想的にはこの6割を遺伝子資源の保存のために自然の湾として将来世代に残して、4割くらいを現代世代が使わせてもらうのが、常識的な範囲というものなのですが、全部現代世代が使ってしまうというのが沿岸漁業の現状です。これは近海漁業のイワシ漁の様子でございます。これは天然のもの

です。これをどのくらい捕ったかと言うと、日本海側のイワシは現在ほぼゼロ、太平洋側もほぼゼロに近い状態です(図-19)。ここまでのものすごい自然破壊をやったわけであります。これが第一次産業、農林漁業です。

自然を壊した要因の2つ目が都市関連開発です。これは東京都内を上から見た様子です(図-20)。自然を塊で残して繋いでいくなどというのは、どう見ても見えないわけでございます。そのなかでも、自然が細々とわずかに残っているのが河川敷です(図-21)。ところが、日本では環境教育が十分に行われていませんから、これが重要な遺伝子資源だということを市民は分かりません。それで、雑草が生えていて、自分たちが



図-18



図-20

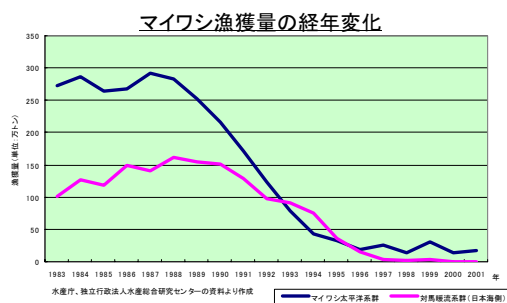


図-19



図-21

捨てたゴミがあって、生活排水が入り込んでいて、きたないじゃないかということで役所に申し出る。すると、役所の方々も、環境教育を受けていませんから、これを残すなどということは想像もしていないわけです。そこでどうするかと言いますと、コンクリートで固めてしまうというわけです。これが全国で起こっているわけでございます。子どもの財産を奪って、万国旗を飾って大喜びしているというのが日本国民なのでございます。よせばいいのに、川に沿ってサクラの木を植えます(図-22)。1種類ですから、これはモノカルチャーです。自然保護の点では決してよいものではありません。持続可能な社会をつくるのに、モノカルチャーでは大きな問題があります。しかしこれが、とにかく春になりますと、NHKをはじめ放送各社が、サクラ、サクラ、サクラという感じで報道します。国民も皆それに踊らされるということが起こるわけです。

さすがに市民も、こんなふうにコンクリートで固めたら、なんとなく味気ないではなかということになります。そういたしますと、ああそうですね、ということでまた役所が出てまいりまして、親水護岸などというお金のかかることをやります。しかしよく見ると、これも全部コンクリートで固められていまして、実際には何も変わっていないということなの

です。それでもまあ一応池をつくって、生きものなどももって来たいということになります。その気持ちは分かります。それで、どのような生きものをもって来るかということが重要なのですが、こんな石でできたカエルでいいのではないかということになるわけです(図-23)。このようなことを非常にまじめな顔をしてやっているわけです。

川が汚れると、川をきれいにしたいということになります。そしてどうするかと言いますと、川自体をきれいにせずにコイだけ放すということが行われます(図-24)。放されたコイはどう思うようでございます。ニシキゴイというのは家畜でございます。したがって、川にニシキゴイを放すというのは、まさにブタを放すということと同じことな



図-23



図-22



図-24

のです。絶対やってはいけないことなのです。しかし、これが全国いろいろなところで行われています。

まちなかに入ってまいりますと、ある程度緑化はされています。でもよく見てみますと、この緑化はイチョウにツツジと、たった2種類です。まさしくモノカルチャーです。この緑化では、持続可能な社会はつくりようがありません。しかも、このイチョウは日本のものではなく、中国のものなので外来種です。このようなもので、日本はどのようにして持続可能な社会をつくろうというのでしょうか。持続可能な社会の姿というものがまるで見えません。

公園に行ってみましょう。我々の食料や、医薬品をつくる、その素となる遺伝子資源は何かと言うと、その大半が野草なのです。ところが、日本では野草が大切だという教育はしていません。それで野草は雑草だから、取ってしまえということになっています。したがって、この公園の野草も取ってしまいました。この隣組の人たちが、日曜日の早朝出てまいりまして、眠い目をこすり、こすり取ってしまったわけです。それなら寝ている方がよほどいいわけです。これを見ていた役所が、草むしりは大変ですね、分かりました、ということで、これをコンクリートで固めてしまいました。そし

て虫までコンクリートにしてみました(図-25)。ここには野草がありました。野草があったということは、テントウムシもいたはずなのに、野草はいらないし、テントウムシはこれでよいということです。すると、この子どもは自然体験ができません。自然体験ができないと、感性が正常に育ちません。ということは、このお父さんは、やがてこの子どもに殺される運命ということになるわけです。

これはすごい賞をもらった公園なのです。新聞にも出たので、そんなに素晴らしい公園ができたのかと、見に行ってみました。けれども、どうしても場所が分からないのです。見つけれないのでおかしいなと思って近所の人に聞いてみました。すると、その公園はここですと言うのです。見ると、なんと高速道路の下にあるのです。えーと思いながら、薄暗い公園のなかに入ってみました。一応、緑はあるのです。けれどもほとんどプラスチック製の人工芝でした。こういう公園で子どもはどのような遊びをするのだろうかを見ていました。予想どおり人殺しの練習をやっているのです(図-26)。これが大変な賞をもらったという公園だったのです。

あるニュータウンで、子どもたちがどう遊んでいるのか、ちょっと見させていただきました。ここは、



図-25



図-26



その昔雑木林がいっぱいあったところですよ。今は何とデジタル昆虫採集というのを子どもたちはやっています。デジタル昆虫採集とは一体何だろうと思われると思います。この雑木林の写真の虫のいるポイントをタグのついた虫取りで被せると、ピピッと音になって、カブトムシが採れたと言うのです(図-27)。実物は出て来なくて、ただピピッと言うだけです。お母さんが子どもの手をひいて蝶々を採っています。ピピッとやるとチョウも採れますが、採れましたよって言うだけです。なぜここまで来るのかと思います。そういった虫をコンピューターの画面でぶつけあって遊んでいます。暗いなかで、お父さん、お母さんも、子どもたちと一緒にになって一生懸命やっています。これで日本の



図-27

将来は明るいのだろうか。大変心配になるわけです。

今日本の子どもたちはあまり公園を利用していません。こういった公園の原型はどこにあるかと言いますと、日比谷公園にあります。これがその第1号で、1903年にできました(図-28)。一見しますと、多くの自然があるように見えます。しかし、実態としては、公園のなかには、これだけ多くの道路がつくられています(図-29)。道路を1本つくっても、生態系は二分して、多くの遺伝子がなくなると言うことが分かっているわけです。そこへこれだけの道路をつくってしまっただけでは、将来世代の遺伝子がどうのこうのなどという話ではないわけです。しかし、日比谷公園をつくったのは100年も前の話ですから、まわりにまだ自然があったということで、これも分からなくはない話です。しかし、それを今もってそのまま続けてやることはしないのではと思うわけです。

これは日比谷公園周辺の地図です。これが皇居で、ここにはオオタカがすんでいて、かなり質のいい自然が残っています。その脇に日比谷公園があるのですが、皇居のなかの自然と繋いで行こうというような都市計画がまったくないわけです。大変貧しいまちづくりをしてしまっています。そのなかで、子どもたちは、なんとドバトと遊



図-28



図-29

んでいます(図-30)。ドバトは外来種でございまして、家畜ですからブタの顔を並べているということと同じこととございます。ドバトと触れあっても、自然体験と言えないわけです。

それでは、ニューヨークのセントラルパークを見てみましょう。やはり日比谷公園とつくり方がよく似ています(図-31)。ところが、なかに入るとずいぶん様子が変わります。こういうふうに、野生動物が非常に多いのです。リスをはじめ、野鳥もたくさんいます。同じつくり方なのになぜこんなに違うのか思うのです。面積に大きな違いがあるのです。日比谷公園の面積は大体16ヘクタール前後であります。ところが、ニューヨークのセントラルパークは320ヘクタールもあります。つまり、桁



図-30



図-31

が違うほど広い。その広さで、マイナスの面がかなりカバーされているということです。日本は質だけでなく、量も少ないということになるわけです。

ところが、セントラルパークのなかにこんな注意書きが貼ってありました。ネズミ捕りを撒いたから注意してくれと書いてあります(図-32)。つまり、ネズミという野生生物が異常増殖したということです。ある1種の動物が異常に増殖するということは、生態系のバランスがきちんと保たれていないということを意味します。つまり、タカやフクロウなどの高次消費者が、生態系のバランスを保つだけの数がいらないということです。やはり、こういった公園は、持続可能な社会を目指すこれからの公園のモデルにはならないだろうということとございます。

日本の学校を見てみますと、どこの学校もそうですが緑化はしています。これはイチヨウ並木です(図-33)。イチヨウを植えて緑化はしているのですが、あの大切な野草が1本もありません。土の色が変わっています。除草剤を撒いているのです。校長先生に、野草の大切さを教えるのが教育でしようと思いましたが、分かったような、分からないよう様子でした。玄関先にまいますと、すべて園芸品種でした。PTAの方々が、この大きなツゲの木を『希望の木』として学校に寄付し



図-32



ていますが、これでは夢も希望ありません。ところが、これは決してまれなケースではないのです。日本の学校はほとんどがこれでございます。あの大切な野草は、1本もないのです。今もってこれが日本の文化だと言っています。環境問題がこれだけ深刻になってもまだそう言っています。持続可能な社会はどうすればつくれるのかまったく分かっていません。

子どもに自然を大切にしようという絵を描かせますと、チューリップを踏み潰すことが自然破壊だというのです(図-34)。約80パーセントの子どもがこのような絵を描きます。大人がそういうことをやっているのですから仕方ありません。子どももそれを見て同じようなことを描いてしまうわ

けでございます。ついでにニワトリの絵を描いてもらいました。ニワトリなのに足が4本あるのです。たいへん多くの子どもがこれを描くわけです。

これは通学路です。昔は小川にドジョウもいた、メダカもいました。全部大人が破壊しました。今の子どもからは、日本の川はこのように見えるわけです。檻の向こうに川があるのです(図-35)。子どもの体力は当然低下していきます。テレビばかり見て運動をしないわけですから、そのような問題が起きて当然です。新聞記事も枚挙にいとまがありません。止まらぬ体力低下、ぜい弱体質現代っ子、3分の2の子どもが何らかの症状をもっています。体力ばかりではありません。精



図-33



図-35



図-34

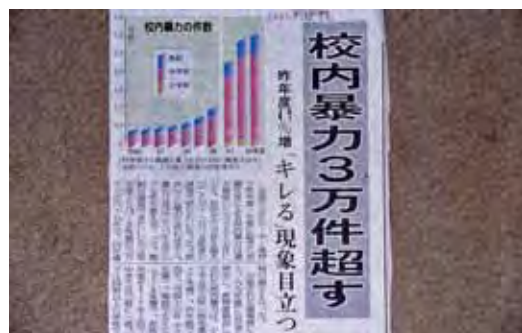


図-36

神的にも問題が起きてきます。生徒が学校へ来ない。学校行った子どもは校内暴力やイジメに走ります(図-36)。そして、自殺などという大変なことを起こします。それでもまだ止まりません。次は殺人であります。子どもが大人を殺すのです。自分の母親を殺して首をちょん切って、ボストンバッグに入れて遊んでいたというのです。しかも、それが普通の子どものことです。子どものこのような問題は、日本の社会に大きな問題があることの証明でございます。これには日本のまちづくりにも、大変大きな責任があったということが分かります。こういうまちをつくり続けていると、まもなく日本も日没を迎えるのではないかと思うわけがあります。

そこで、では今後はどうしたらいいのだということで、今日これから、講師の先生方のお話をしっかり聞いていただきたいということでございます。最後に、もう1枚写真をご覧にいれましょう。これは持続可能な社会とはどういうものかという写真です。ヨーロッパの方々が皆言っているのが、自然と歴史が共存する美しいまちをつくるのだ、ということでございます(図-37)。これが持続可能な社会です。将来世代のために、遺伝子資源と歴史を守って、美しいまちをつくっていく、これが持続可能な社会なのだ、こう言っているわけであ

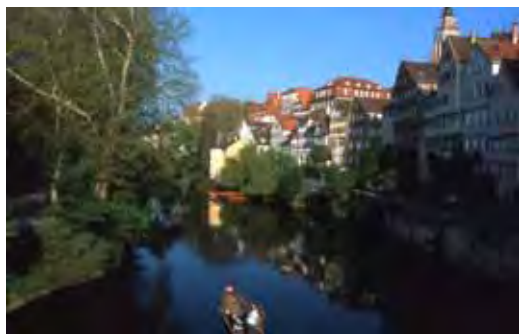


図-37

ります。当然、公園のつくり方というものも、これを基本として行われているのだと思うわけでございます。

こういったことを受けまして、日本におきまして、これからの公園のあり方を見直して行こうではないかという動きがございまして、今年その方向が大きく変わることになりました。その柱に持続可能な都市の構築というのが入りまして、そういった方向に向いて行きましょうということに変わったわけであります。人口の減少、地球の温暖化、生物の多様性、防災、そして美しいまちなみをつくる、この5つがキーワードとなっています。なかでも生物多様性の関係で、特筆すべき文章がございします。これはインターネットで調べていただければすぐ出てまいります、ここでちょっとご紹介したいと思います。「公園緑地は、野生生物の生息・生育環境の基盤を形成し、地域の自然環境を保全・再生する機能を有しているとともに、将来世代の財産となる生物資源・遺伝子資源を保全し、全ての生命を育む機能を有している。」いよいよ日本も持続可能な社会に向けて、公園というものを大きく変えていこうという強い意志が見てとれるわけでございます。

具体的には、まさしくヨーロッパでやっておりますエコロジカル・ネットワーク、ドイツでやっておりますビオトープ・ネットワークと同じです。日本では水と緑のネットワークと言っていますが、まさしく同じものであります。自然と共存したまちをつかって行こうということになったわけでございます。しかし、今までの日本の公園は、あまりにも面積が少なすぎるので、とにかく面積を増やそうということが主眼でございました。そのため、その中身をどうしようかということについては、かなり遅れてしまったという部分があります。だからといって、面積が十分に増えたかと言いますと、これもまだそうとは言えません。目標としては、一人当たり約20平米の都市公園面積がほしいと言っているの

ですが、現実には、まだその半分くらいの9.1平米ぐらいしかありません。埼玉県はどうかと言いますと、6.5平米です。さいたま市はさらに少なく、5平米だということです。これでは、国際都市として、胸を張って外国のお客さんと呼んで見せようというまちにはなっていないと思います。ちなみに、ニューヨークは29.1平米、ロンドンが25.3平米、ベルリンが27.4平米というふうに全然違うわけでございます。やはりこれからの公園のあり方というものを量と質の両方で、きちんと確保しておくという必要があるわけです。

今までの公園というものは、我々現代世代の要求を満たすことに力を入れてまいりました。しかしこれからは、公園というものの考え方を変えていただいて、我々の部分と今の子どもたちの部分、そして将来世代の部分と分けて、3分の1は我々の世代が使わせてもらって、3分の1は子どもたちに渡そう、そして残りの3分の1は将来世代に渡そうではないかと考えるべきだと思います。つまり、遺伝子資源を確保するための自然の森として、公園をつくり変えていく必要があるだろうということです。もちろん、自分の一番身近な場所にある公園、街区公園もそのように変えていく必要があるのだということです。遠くに自然公園があるからいいや、というものではありません。子どもにとって自然体験は必須のものであります。人間も動物でございますから、特に7歳前後までにきちんとした自然体験をしないと、感性が育ちません。このことは、すでに教育上明確になっている話でございます。子どもたちが変わってしまった原因は、こういったところにも大きく関連しているだろうということでございます。このようなことから、まずは身近なところにある公園から、大きく変えていく必要があるだろうということで私の話を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

## 講演 1

# シュツットガルト市の都市公園ネットワークの取り組み

デトレフ・クロン氏

シュツットガルト市都市計画・都市再生局局长

池谷会長、そして、会場の皆様、この度は、日本にご招待いただきありがとうございます。長い伝統を誇る質の高い庭園文化をもつ日本で、シュツットガルトの公園及び緑地開発の取り組みについて講演できますことを光栄に思います。私は、デトレフ・クロンと申します。バーデン＝ヴュルテンベルク州の州都、シュツットガルトの都市計画、開発、そして都市再生局の責任者です。

この都市計画都市再生局の業務には、緑地計画や景観計画も含まれています。自然と景観の保護、管理、開発、そして環境保護は、ヨーロッパ及びドイツにおいて、昨今大きな意味を持つようになってきました。その理由として、温暖化ガスによる気候変動の問題、煤塵などの問題、また、騒音による問題、そして土地利用面積の拡大などがあげられます。本日は、持続可能性、自然資源の保護、生活環境の質、そして、都市気候の改善などの観点から、シュツットガルト市の計画や開発について、また、新しい緑地ゾーンの計画によって、密集したまちなかをどのようなかたちで大きく改善できるかについて、お話していきたいと思います。

シュツットガルト市は、50年の歴史をもつバーデン＝ヴュルテンベルクの州都です。シュツットガルト地方は、異なった郡から成り立っていて、境界線を共にする周囲の都市を含めると、3, 65

4平方キロメートルの面積になり、そこに約400万人が住んでいます。ドイツではラインルール地方、ラインマイン地方、ハンブルグに続いて4番目の人口密集都市となっています。市の人口は59万人です。シュツットガルトは、経済的に強い地方都市の中核都市として、長い間住宅地の拡大に頭を悩ませてきました。人口、企業誘致、雇用、インフラ設備といった面での他の都市との競争も拡大しています。シュツットガルトは、過去長きにわたり、斬新な製品を生産し世界に送り出してきました。連邦政府土木・建築及び国土開発局の調査によると、シュツットガルト地域は、他の大都市と比較して、労働者一人当たりの生産額と輸出量が、ドイツ国内で最大とされています。この地域の大きな発展は、加工業、とりわけ自動車産業と結びついています。

シュツットガルトの都市計画の目的として、郊外から中心部への移住、市内の開発と都会的な住宅の整備、自然・ビオトープ・種の多様性の保護、公園・緑地帯・森林のさらなる拡張、公共スペースやプロジェクト『広場、公園、パノラマ』の整備が掲げられています。また、ダイムラー、ボッシュ、ポルシェなど、シュツットガルトを本拠地に行っている企業を確保し、さらに市に適応した交通網の整備、文化やレクリエーション、都会的な生活と市自身の質の向上も大切な要素です。

主要都市としての他の特徴として、市の地形があげられます。三方が丘陵に囲まれた地形により、自然とふれあえる場がほんの少ししかなく、また、戦後の高度成長期には、ほんのひとつかみの資源しかありませんでした。何枚かの写真で、皆様にシュツットガルトの景観をご紹介しますと思います。これは、市の周辺地域の典型的な景観である果樹園です(図-1)。小さな城の庭園や公園の発展は、15世紀頃まで遡ります。今に伝わるブドウ栽培もそのひとつの要素となっています。シュツットガルトは、ドイツで最も大規模にブドウ栽培を行っている都市のひとつです。まちの中央まで達しているブドウ畑は、記念物にも指定されていて、自然保護の対象として守られています。ネッカー川周辺と市内外に点在する小さな湖は、保養とレクリエーションの面で大きく貢献しています。シュツットガルトは、ドイツ全体から見ても、大きな緑地面積を有する大都市です。市の3分の1が景観保全の指定を受けています。質の高い発展が長期的に持続するように方向づけられているのです。この写真は、ネッカー渓谷にある古いブドウ栽培の町地区、ローテンブルグに立つチャペルです。ここには当時ヴェルテンベルグの古城がありました(図-2)。

シュツットガルトの主要な景観要素としては、

ネッカー渓谷、盆地とその背景の丘陵に広がる森林、そして、フィルダーの平地が挙げられます。これら3つの特色ある各々の地域に関する、進行中の計画プロジェクトをご紹介します。これは重要な景観構造をもつ新しい都市開発コンセプトです(図-3)。これが森林と農地です。この部分が周囲の地域に広がる緑地ネットワーク。盆地状の市とネッカー川との結合、グリュネUと周囲の森林草地のネットワーク、ネッカー河畔の環境の質の向上、まちの外側のオープンスペース。シュツットガルトには、保養の場と気候を安定させるため、広範囲にわたる緑地帯を近郊の町や北部の地区とつなげて、緑地システムをつくるという、いわゆる緑地計画の構想が20世紀初頭



図-2



図-1

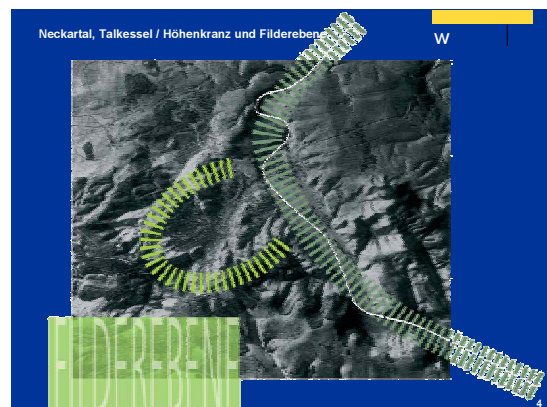


図-3



より存在しています。この『グリネU』と呼ばれる緑地の帯が、宮廷広場から、宮廷公園、ローゼンシュタイン公園へ、そして、ワルトベルグからキレスベルグをとおり、フォイヤーバッハに抜け、ハイデまで伸び、広がっています(図-4)。

宮庭庭園の基礎は、15世紀末以来、シュツットガルトを統治していたヴュルテンブルグの大公や王によって作り出されました。これはまちが密集するのを緩和し、市民の気晴らしと、空気を入れ替えるための大切な条件でした。盆地の地形のなかに密集してつくられた都市シュツットガルトは、風通しの悪い地域であるため、風を通すためには周辺の活発な空気の流れに頼るしかありませんでした。市を取り巻くようにして広がる丘陵部の森林によって、酸素を十分に含んだ冷気が釜底状のまちのなかに流れ込み、それによって淀んだ空気を外に押し出します。これを可能にするため、都市計画をする際には、この丘陵のなかほどに空気の通り道を設け、それを建物でふさがないように充分に配慮します。現在の計画では、グリネUからグリーンリングへと拡大していきます。

景観と地形がシュツットガルトを特徴づけています。景域計画図の目的には、1. 緑地帯による都市気候の安定化、2. 土地利用の制限、3. 水

辺環境の保全、4. 都市のうちの保全、5. グリーンネットワークの構築などが挙げられます。

都市気候という点では、シュツットガルトは大きな問題を抱えています。シュツットガルトは盆地という地形であるため、風の力が弱いのです。そのことから、シュツットガルトの都市気候には、深刻な問題があります。暑い日や夜には、市内やその他谷に位置する地域の熱せられた空気は、涼しい空気と入れ替わることなく盆地のなかで淀みます。そのために、上方の森林地帯から谷間に、冷気が流れ込むことができるように、風の道を確保しなければならないわけです。夜間や早朝でも、気温が高い場所が多く見られます。

宅地開発のための土地利用も、シュツットガルト市の重要な課題としてあげられます。シュツットガルトでは、今日すでに市の面積のほぼ5割が利用されています。人口増加率と比較すると、過去30年間にシュツットガルトの土地利用率は、4倍にもふくれあがりました(図-5)。そこで、シュツットガルトでは、現在利用されていない土地はそのまま保全し、その代わり、市内に重点をおいて開発を行うことにしました。

2000年に許可された『シュツットガルト有効面積利用計画図2010年』には、『シュツットガルト2010 - コンパクトに、都会的に、そしてもっと緑

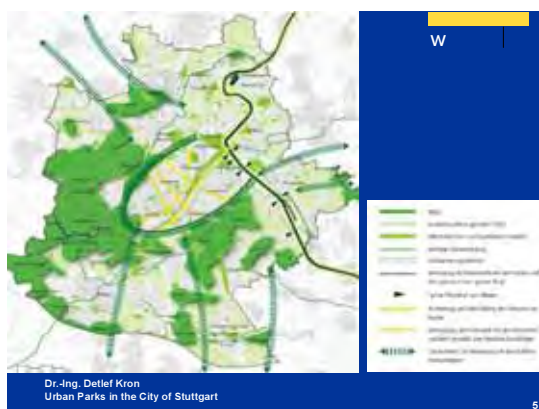


図-4

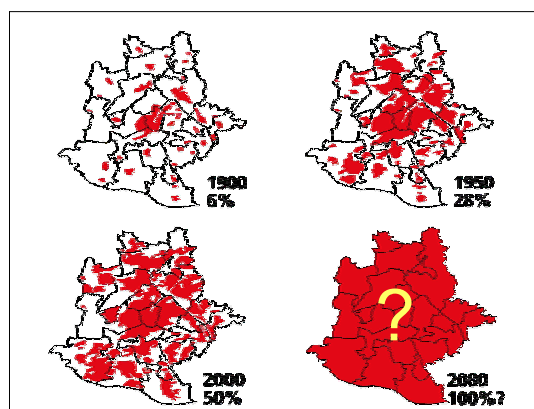


図-5

を』と唱われています。計画では、新たな土地開発より、都市のなかの再開発を基本としたコンパクトシティの推進が優先されています。住宅と職場のために必要とされる面積は、現在の建築面積で賄うことができると考えています。この開発の方向性を支える有利なポテンシャルとして、元軍事基地やシュツットガルト21プロジェクトの推進で空き地となる線路跡地があり、これらが理想的な都市開発に大きく貢献できると考えています。このことによって再開発の可能性が確保されたため、有効土地利用プラン2010のなかに組み込まれていた新興住宅用地は計画からはずされました。

『市内の開発を優先する』という原則によって、すでに開発されている地域について、さらに有効に利用する、利用方法を変更する、再利用するなどの可能性について、全ての利害関係団体間で協議されます。そのため、参加する機関団体や個人にとっては、その分の労力がかかります。

州政府の援助を受けて行われている『持続可能な土地利用マネージメント・シュツットガルト』プロジェクト(NBS)は、都市内部を再開発する道筋と戦略を調査し、実行に移すためのものです。現在ある可能性をシステムティックに調査

記録する、情報基盤を構築する、また、行動戦略を打ち立てるといったことが、このプロジェクトの不可欠な要素となっています。敷地面積が、最小2,000平方メートル以上あると思われる建築区域350か所以上が調査の対象となりました。これらの現場の総敷地面積はおよそ500ヘクタールで、床面積としては550万平方メートルに及びます。

有効面積利用計画図に並行して、景観計画図というものがあります(図-6)。景観計画図には、景観保護、自然保護、ビオトープ、水域保護、鉱泉保護、樹林保護、地域の緑地ネットワーク、動植物とハビタットの保護など、異なった保護地区が示されています。自然保護地域が7か所で、1,360ヘクタール、景観保護地域が23か所で6,620ヘクタールあります。したがって、シュツットガルトの約40%が保護下におかれていることになります(図-7)。

2006年に決定された都市開発のコンセプトには、この先10年間のシュツットガルト市の開発戦略と展望が示されています。その基本となる重要なプロジェクトは次の4つがあります。1. 都会的な住宅の推奨、公共スペース、公園、緑地帯の整備、2. 都市の再開発、3. ネッカー川の再自然化、4. 新しいハイテク産業の奨励と経済の発



図-6

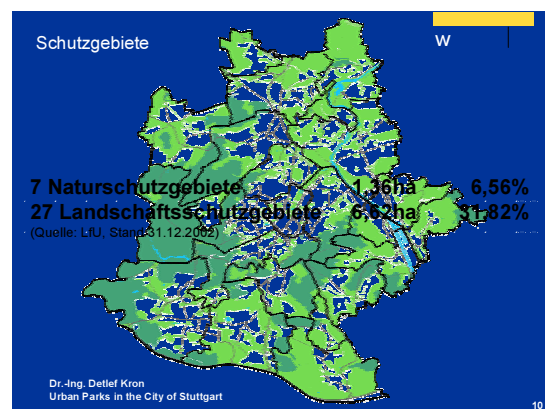


図-7

展です。

これは18世紀の市内の様子です。丘陵地帯には、住宅がありませんでした。緑地帯や宮廷はすでに存在しています。1912年にはすでに丘陵の半分まで人が住みだしました。現在は、さらに宅地が広がりましたが、今日でもまだ丘陵地の中腹は、屋敷などがゆとりをもって建てられています(図-8)。既存の都市計画図をみると、19世紀以来この地域の環境の質は良好なものだったと認識できます。その理由としては、緑地ネットワークとパノラマ地帯、都市の景観と気候がこの地域の保護に寄与していたことが挙げられます。

今日のシュツットガルト。空中からの様子です。宮廷の庭園の緑地など、緑が都市のなかまで入り込んできています。市の中心の地区コンセプトのなかには、緑地と公園の設計も予定されています。シュツットガルトの伝説とも言えるグリュネUは、1993年の国際庭園博覧会の基盤となっていました(図-9)。1993年の国際庭園博覧会で整備された公園の一部です(図-10)。これは市民の憩いの場です。噴水や歩道、ベンチが整備されています。宮廷公園のなかの人口の池です。ベルグ宮廷の庭です。これをみると、いかに公園とまちがマッチしているがお分かりになると思います。公園の管理も粗放的にかたちで管理

されています(図-11)。公園の中に整備された散策用の歩道や橋なども大切な要素です。グリュネUの一部が上のほうに見えています。

それでは、ここからは個々のプロジェクトについて説明させていただきます。まず、ひとつ目のプロジェクトとして、旧メッセ会場キレスベルグの再利用について見てみましょう。1925年の第1回目の庭園博覧会の前には、ここは砂岩の採掘場でした。これは1939年のシュツットガルト庭園博覧会の草案図です。ここに今日のキレスベルグ公園と旧メッセ会場が設置されました。1945年、公園南部の変更の工事が開始されました。この部分は、戦争中に破壊されて残った基盤の上に設置されています。メッセ会場は、1935年



図-9



図-8

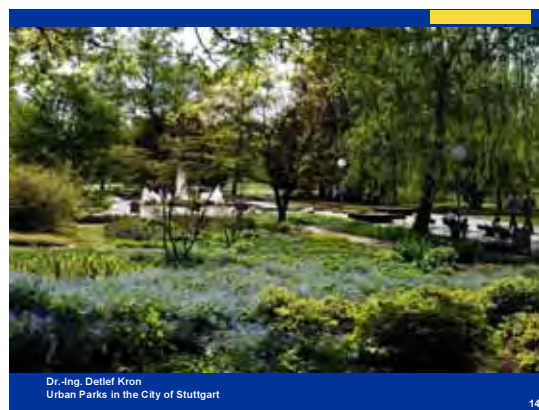


図-10



初頭に着工され、1954年の州展示会までに完成しました。これは旧メッセの空中写真で、現在再利用のために提供されています(図-12)。この写真の上では、キレスベルグの緑地ゾーンの拡張とグリュネUの拡充の可能性を見てとることができます。残存物としての赤い砂岩のある公園、人工湖、それから、キレスベルグの見晴台です。賞を獲得したペッシュ教授の事務所による再開発用のコンセプトは、小さな部分をさらに再利用するための基礎となっています。重要な点は、緑地ゾーンをさらに拡張すること、新興住宅地として市街地の中心部にそれを設置したことです。グリュネU計画は、このようにさらに拡張されています。

2つ目のプロジェクトは、シュツットガルト21計画です。2007年7月に決定されたこの『シュツットガルト21』計画は、シュツットガルト市にとって最も重要な開発プロジェクトにあたります。連邦、国鉄、バーデン＝ヴュルテンベルク州、地方自治体、そしてシュツットガルト市による共同プロジェクトです。このプロジェクトは、ミュンヘン行きの新幹線の駅の建設と、それに係わる都市計画という2つの事業に分けられています。操車場は、シュツットガルト21のプロジェクトの最終段階で取り壊されます。このほか宮廷庭園、ローゼンシ

ュタイン地区、ローゼンシュタインパークの後方とネッカーなどが、プロジェクトの一環として手が加えられる予定です(図-13)。

この写真は、現在の中央駅の地下化の予想図です。歴史的な建造物である中央駅の後方に新しい通過式駅が作られ、ここから各地への国内線とヨーロッパ超特急に接続されます。ネックになっている場所を取り除き、走行向きを変えることによって、将来はもっと多くの列車を走らせることができるようになります。新しい駅が3か所つくられる予定ですが、その核となるのは、地下を抜ける新しい通過式駅で、現在の行き止まりの頭端式駅に対して90度回転させた位置になります。頭端式駅から地下の通過式駅に変更するプ



図-12



図-11



図-13

プロジェクトは、4億6千万ユーロで市がすでに買収済みの約105ヘクタールの鉄道跡地を利用したものであるということで、都市計画に大きなチャンスを与えます。およそ150万平方メートルの土地面積は、1万1千人分の住宅と2万4千人分の雇用を提供します。それにより、公園に囲まれた新しい地区は市の中心部への接続もよく、公園をたどることで中央のインフラ設備まで近くなります。このプロジェクトは、人間と自然を保護するという原則のもとにのみ実現することができます。計画決定においては、各建設予定地で環境アセスメントが実施され、景観保護プラン、種の保護、動植物の保護の評価書の作成のほか、振動、騒音、鉱物質源、土壌及び大気汚染に関する調査が行われ、報告者が作成されました(図-14)。

このプロジェクトは市街地開発用のモデル的事例とみなされています。そのために、土地利用プランの中で指定された62ヘクタールの建設区画は放棄されました。ここで予定されているのは、事務所、第3セクター、商業そして、社会的階層に関わらない万人向けのタウンハウス形式の住居といった、混合と多様性をもったものとなっています。鉄道跡地のうち、20ヘクタールは、市の中央にある宮廷の庭の拡張に利用し、30ヘクタールは緑地帯と公共施設の整備、そして道

路の建設が予定されています。残りの土地は公共的な空間として、新しい町地区の自由な土地としての役割を果たします。ここからは市の中心部と緑豊かなネッカー川と、ゆったりとしたローゼンシュタイン公園との間のつながりがよく見えます(図-15)。ここはシュツットガルトでも最高の生活環境をもつ住宅地となるでしょう。これは計画のコンセプト図です。こちらは市の都市開発計画、いわゆるマスタープランです。来年度より2020年までの間に、部分的に変換されていきます(図-16)。空いている土地は、すでに特別なビオトープ空間になっています。この区画は、保護種に指定されている植物や小動物の生息地となっています。そのために、これからのプランは、そ



図-15



図-14



図-16



これらの動植物に配慮したものでなければなりません。鉄道は少し高くなった場所に造られています。宮廷庭園に近接した道路は新しい利用法を考えださなければなりません。

州の景観計画の草案です。建築家シュメルツァー女史の宮廷パークを拡張するために作られた旧線路の計画図です。そこは、線路の跡地で、高台になっているためにこのよう図になります。乾燥ビオトープの造成、砂利の道、その他の計画が練られています。

これはシュツットガルト東地区の水辺の住宅地です。ここは、国道にふたをかけてトンネル化するか、地下化するか考慮している場所ですが、水辺にアクセスできるといった、魅力ある住宅地の造成が予定されています(図-17)。さらにグリュネUをネッカー河畔まで引き込むチャンスも提供しています。

ここから第3番目のプロジェクトについて説明します。これはネッカー川周辺地域の開発プランです。水に配慮した計画は、この何10年かの都市計画の重要な成果であります。ヨーロッパの多くの都市が、このステップにおいて大きな成果をあげています。カーンシュタットの貨物駅跡地の住宅と職場ですが、この地区における都市計画コンセプトとして、職住一体のプロセスが提案さ

れています。ネッカー川は、バーデン＝ヴルテンベルク州で2番目に大きな川です。この川は、生活物資の供給路であり、自然保護の場や保養及び体験の場でもあり、さらに、舟運と経済の要素でもあります。今日では、367キロメートルの長さをもつ河川全体のうち、自然の状態で残っているのは2%のみです。ネッカー川に沿った谷の部分は、この地方の重要な開発地域のひとつでした。蛇行した川、みずみずしい湿性草地、そしてぶどう畑は、20世紀前半、類を見ないほどの魅力がありました(図-18)。比較的遅い時期にやってきた産業化の波は、この谷を大規模に破壊し、川の様子を大きく変えてきました。河道は長距離に渡って直線化され、運河化されました。



図-18



図-17



図-19

防や、大規模な工業地帯、補給や廃棄物処理のための施設、1960年代に設立された港湾や道路は、都市景観のなかの現代のネッカー川の姿として刻まれています(図-19)。バード・カンシュタットの貨物駅跡地では、持続性をもつ都市開発の枠内で再利用されるべき質的水準をもっています。これはネッカー河畔にほんの少し残っている開発されていない土地です。景観パークは個々に、あるいは短期間にできるものではありません。また、公共機関の手によってのみ融資できるものでもありません。ここでは代償としてのエコロジカル的な措置の他に、経済界からの寄付やスポンサーによる資金提供が必要です(図-20)。コンセプトの目的には、洪水対策と近自然的な河川の再整備も含まれています。その対策としては、1. 産業から排出される汚水の回避と減少、2. 自治体の浄水場と雨水処理施設の新設あるいは拡張、3. 魚道などの整備、4. 河口付近をエコロジカル的に整備、6. 近自然的な湿性草地・湿性林の保護と活性化、7. 氾濫原と旧河道、後背湿地の再生、8. 水流を緩和するような氾濫原の使い方、排水、雨水浸透、遊水池、コンクリートの面の取り外し、9. その地にあった農耕地の使い方などがあります。

これがネッカーパークのためのコンセプトです

(図-21)。この何年間か、ネッカー川の野生生物と文化遺産を保護し再生すべきだ、川での自然体験を可能にすべきだ、レクリエーションと保養への要求は自然の要求と一致しなければならないなど、自然環境の保護の分野での見直しも行われてきました。景観プランは、再自然化や種の多様性の保護、その地この地域特有の在来の動植物の回復、気候改善などのために、多くの対策を取り入れて作成されています。景観パークでは、川に特徴づけられた独特の魅力をもつ文化景観も含めて保護管理すべきですし、そういった景観を人々は見直すべきです。魅力ある河川景観をとりもどすことは、将来のプロジェクトの中でも、長期にわたるもので、地域の協力なしには実現できるものではありません。このコンセプトのモデルとなるのが、タラヴェンティンパークです。ネッカー川沿いの将来のプロジェクトであるタラヴェンティンパークの計画については、代償措置としてプライベート及び公共機関が出資すべきです。ここで中心になっている考えは、バード・カンシュタットの温泉保養公園からネッカー河畔のぶどう畑、旧タラヴェンティン碎石場をつなげるというものです。このことによって多数のビオトープが結合されます。タラヴェンティン碎石場は、原始時代にはこんな様子でした。



図-20

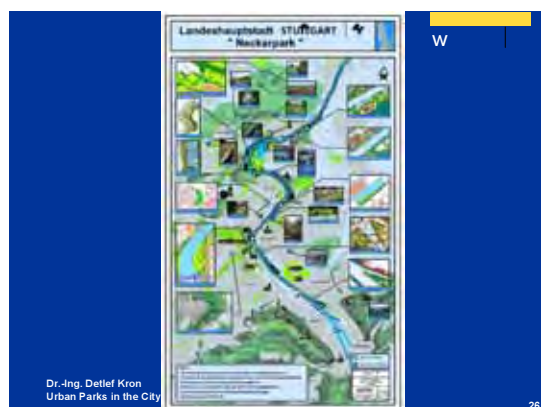


図-21

旧鉄道線路の跡地には散歩道と自転車道が予定されています。これは近隣の町にとっても有益でしょう。また、青少年の自然体験やレクリエーションの場である冒険広場も計画されています。フィルダー地方の都市計画は、ファインゲン町地区とホーエンハイムの大学の拡張、産業とテクノロジーパークの拡大、各町地区間のネットワーク、インフラの拡張、各地域を結ぶ緑地帯の結合を目的としています。

シュツットガルト市の南に位置するフィルダー地域は、ダイナミックな発展を遂げつつある地区です。ここは新しいメッセ会場と飛行場の計画地です。しかし、このダイナミックな発展は、過去数年にわたり多くの農地を犠牲にして行われてきました。市街地は、時に緑地帯も犠牲にしながら拡大してきました。そして、自然や景観地も開発に押されて後退させられてきました。新しい計画では、新たな土地利用は避け、都市内部の再開発を中心としたコンパクトシティを推奨し、残っている自然地の保全が行われます。フィルダー地域の発展は農業との軋轢の問題があります。というのは、ここの土壌は豊かで農地としての価値があるからです。ここでは野菜や果物が多く生産され、地域外にも出荷されています。ここに新メッセ会場ができたわけです。メッセ会場の計画に

おいては、建設するためには農地を犠牲にしなければならなかったため、農民との摩擦が生じました。2007年6月に完成したメッセ会場には、100ヘクタールの土地を要しました。

自然や景観への侵害に対する代償措置として、屋上緑化が計画されています。これは高速道路に架けられた橋の中のパーキングの模型図です。屋上緑化は都市気候の安定に貢献し、雨水を貯水し、動植物のために生息空間を提供します。密集した地区では、緑地帯の整備などの小さな対策が、生活や環境の質の改善に寄与することができます。公共の空間には緑地が設けられ、フィルダー地方のあるまちの公園の面積拡大に貢献します。屋上緑化など、まちの中での小さな取り組みが積み重なり、それが大きな効果をもたらします。市電の線路の緑化などもその例としてあげられます(図-22)。これも屋上緑化のひとつの例です(図-23)が、公共の場所や空間を整備し直して緑化したり、交通量の多い道路を取りはずしたりといったものもあります。これはシュツットガルト市内のカルチャー道路です。市立美術館、オペラ座、州議会堂、図書館などの間を走るスピードウェイですが、これをトンネル化し、その上部は緑豊かなプロムナードにつくりなおされます。



図-22



図-23

講演をお聞きいただいて、シュツットガルト市の都市開発プロジェクトのなかに、いかに多くの公園と緑地帯というテーマが組み込まれているかが、強く印象に残ったのではないかと思います。本日はご紹介しました幾つかの新しい視点やアイデアが、日本で同様の仕事に携われる際に少しでも参考になればと願っています。ご清聴ありがとうございました。今度は、シュツットガルトでお会いできることを楽しみにしております。ありがとうございました。





## 講演2

# 公園緑地の総合的な施策の展開

小川陽一

国土交通省大臣官房審議官（都市生活環境担当）

ご紹介いただきました国土交通省の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの、シュツットガルトのクロン局長さんのすばらしいお話をうかがいまして、まだまだ道は遠いなあと実感しました。そのお話をふまえて、日本の公園緑地行政が、どのように一步、一

歩公園緑地を増やす努力をしてきたか、現在しているかについてお話をさせていただきたいと思います。

最初にご覧いただいているのは、都市公園等の整備5か年計画の実績の表です(図-1)。昭和47年度からスタートしまして、これまで6次

## 都市公園等の整備計画の実績

### 五箇年計画時代以降の都市公園等のストック及び一人当たり面積の推移

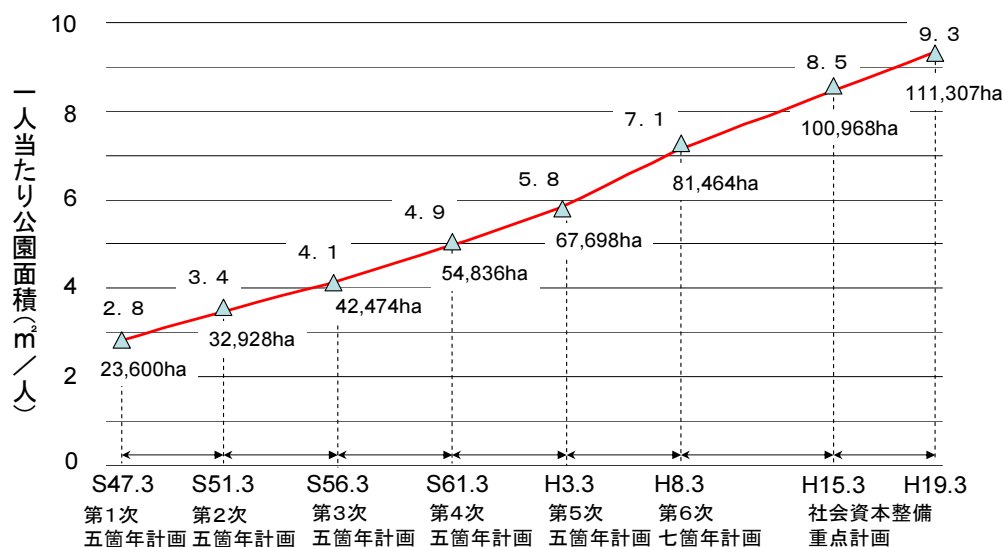


図-1

の5か年計画がありました。一人当たりわずか2.8平方メートルしかなかった都市公園等が、平成18年度末には一人当たり9.3平方メートルほどまで増えています。総面積では、111,000ヘクタールほどの公園緑地が全国で整備されているところまでできています。ただ、この9.3平方メートルの都市別の整備状況になりますと、先ほど池谷会長よりお話がありましたように、地方の都市に行きますと比較的高いのですが、大都市ほど整備水準が低いのです。例えば、北海道では、すでに一人当たり20平方メートルを越えているという状況です。一方、大都市東京ではかなり少ないのです。東京23区の一人当たりの公園緑地の面積は4.5平方メートルです。これは都市公園プラス、実質、都市公園相当の施設まで入れた緑地の面積です。市街地の面積に対す

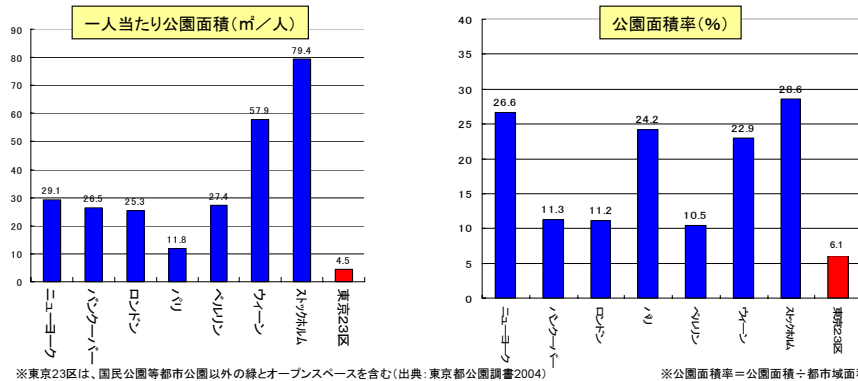
る緑地の割合で見ると、6.1パーセントしかないという状況であります。

これはウィーンと東京の比較を絵で示したものがございますが、もう一目瞭然と言いますか、ウィーンではこれだけの公園緑地があるのに対して、東京ではぽつぽつとこれだけしか公園緑地がないという絵です(図-2)。最近になりまして、東京都も、オリンピックを誘致したいというのがあるのでしょうか、公園緑地を増やしていこうというふうになってきました。東京の公園面積もこれからは増加していくスピードが上がってくればなと思っております。

ここから少し話が変わりまして、現在どのような考え方に基づいて緑とオープンスペースの行政を進めているのかについてふれたいと思います。緑とオープンスペースに係る政策課題として、こ

## 都市公園等の整備状況

○日本の公園整備水準は、海外の主要都市と比較すると未だ一人当たり公園面積、公園面積率ともに低水準に留まっている



○東京23区とウィーンを比較した場合、東京23区の公園面積はウィーンの約1/3程度

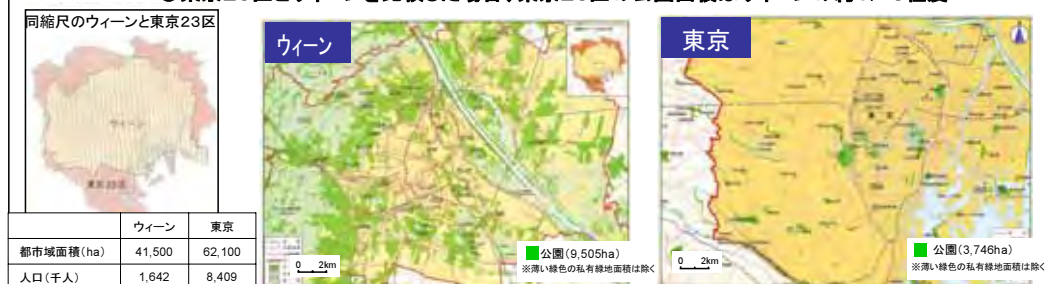


図-2

ここに4つほど項目が書いてございます。ひとつ目の柱が、都市再生への対応。都市再生というと、これまでは再開発をして高層ビルを建てるということが、日本の都市再生の大きな目標であったということがございました。もちろん高度利用していくところは高度利用していくことはありますが、都市再生というのは、都市に緑を再生していくことが非常に大事なのではないか、大切なのではないかということです。そのなかには、当然、災害に脆弱な都市にオープンスペースを増やしていくということもあると思います。ゆとりとうるおいのあふれる都市を再生していくというのがひとつ目の柱です。2つ目の柱として、地球環境問題、あるいは都市のヒートアイランド現象の緩和、それから生物多様性に関する問題、いわゆる環境問題という観点からの緑とオープンスペースの確

保というのをあげています。3つ目の柱は、豊かな地域づくり、あるいは子育て環境の向上です。そのなかには歴史的、文化的資産を活用したまちづくりですとか、観光振興への貢献などがあります。子育て環境の改善の観点から、緑とオープンスペースを確保していくことが必要であろうということでもあります。4つ目は、公園緑地の整備、管理についてです。整備、管理にあたっては、計画段階から管理・育成の段階まで、どうやって住民参加でやっていくかという、参画社会の実現という観点があります。あるいは、これは公園だけに限ったことではありませんが、高齢者、身障者などを含めたすべての方が都市公園を利用できるような、バリアフリー社会に対応していくことが非常に大切だろうということで、その観点からの整備や管理を4つ目の柱にあげております。

## 社会資本整備重点計画（平成15年度～19年度）

都市公園の整備に加え、民有緑地の保全や河川、道路、港湾等の公共施設の緑化など多様な政策手段の連携により、効率的・効果的に緑地空間確保を推進。

指標：都市域における水と緑の公的空間確保量

【H19までに約1割増（12㎡/人（H14）→13㎡/人（H19）】

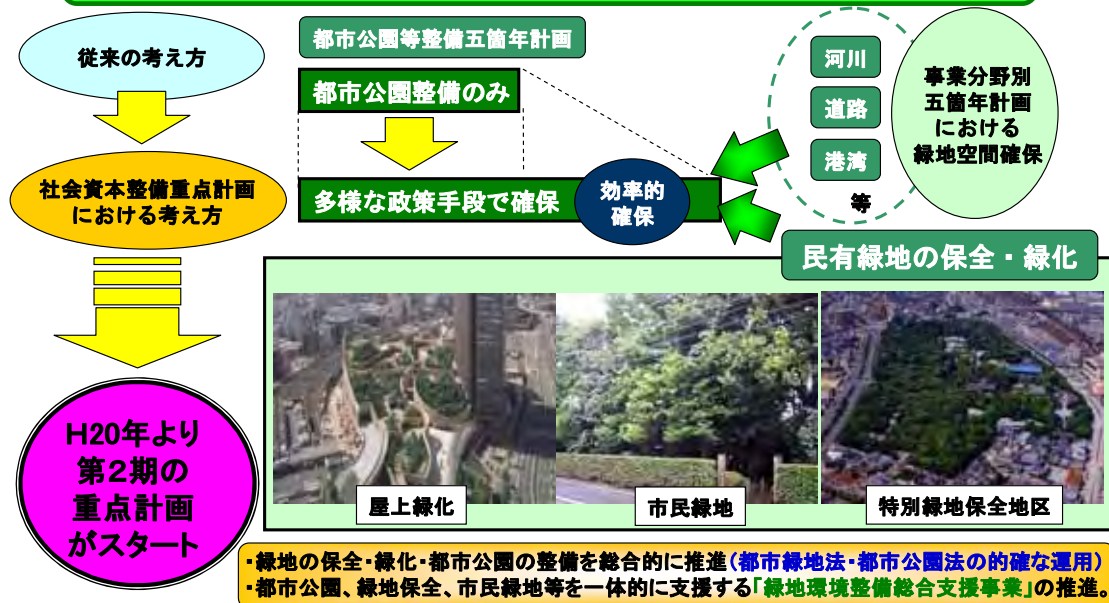


図-3



5か年計画と4つの柱をご紹介したわけですが、現在は、都市公園の5か年計画というのはすでに平成14年で終わっております。各分野別の公共事業の5か年計画を立てるのではなくて、それを全体にまとめた社会資本整備重点計画という全体のプランをつくってやっていくということになっています。これは、今日本のまたは自治体の財政状況が悪いということもありますが、より重点的なものに投資をしていくということと、お金の目標ではなくて、それが達成した水準で目標を立ててやっていくべきだというようなことが重点計画となって大きく変わった点です。現在、平成15年から19年までの5か年計画の、第1次の重点計画が進行中です(図-3)。

緑とオープンスペースの分野に関しましては、都市域における水と緑の公的空間を増やしていくという努力をしています。これはもちろん都市公園がその核として、中心となっていくわけです。この緑とオープンスペースは、都市公園より少し面積が大きいわけですが、全国で一人当たり12平方メートルを1平米増やすという、遅々としたものではありませんが、しっかりとした取り組みをしていきたいという計画になっています。ということで、20年から第2期の重点計画がスタートするというのが今の状況であります。

実はこの20年から始まる第2期の社会資本整備重点計画をどういうものにすべきかということで、つい先日まで議論をしていたわけですが。国土交通省のなかに社会資本整備審議会というのがあります。この社会資本整備審議会のなかに、公園緑地小委員会というのを設けまして、委員として池谷会長にもお入りいただきまして、その委員会で、次の5か年の公園緑地行政の進むべき方向について報告をまとめていただいたところでございます。その内容に基づいて、現在、第2期の公園分野での取り組みについて作業を進めているところでございます。当然、もう少し長く先を

見て取り組むべきところでありますが、都市公園に限りましては、事業計画面については、昭和47年以来5か年というのがひとつのくぎりとなって進んでいるというのが現状です。

このスライドは、公園緑地小委員会の報告の骨子です(図-4)。点々で囲まれている中身、これがその重点計画で、どういう観点で今後やっていくべきかということを示したものです。暮らし、環境、安全、活力という4つの観点から議論していただいて、できるだけ数字での目標を立ててやっていこうということでございます。指標の考え方が右にあります。主要事項に対応して、緑の整備・保全・管理の効果、成果が生活実感として反映された、分かりやすい指標設定をしていこうと心がけています。市街地においては、持続性のある緑の割合を、おおむね30パーセント以上確保していこうということです。シュツツガルトの現状と比べますと、まだまだ低い数字ですが、この30パーセントが日本ではまだ大変高い目標だということということでございます。

ローマ数字の2番目ですが、緑の整備保全管理に係わるこれからの幅広い施策の展開ということで、特に3つの観点から議論いただきました。ひとつ目が今日のテーマでもあります。持続可能な都市というものを構築するために、多様な主体に参加していただきまして、それぞれが連携をはかりながら緑の整備・保全・管理というものを総合的に進めていく、そのための戦略はどうしたらいいかというものです。

2番目は、個性と魅力あふれた活力ある美しい国土・地域・都市づくりを進めるために、歴史的、文化的資源をどのように活用していくかということです。旧建設省時代は、どちらかと言いますと、文化行政と公共事業は、ぶつかることが多かったのです。特に、埋蔵文化財などは、公共事業の遅れにつながるということもあったかと思えます。これから、大都市ではまだ続いています

が、人口増社会もほぼ一段落して、全体では人口が減ってきたという局面に来ていますので、それぞれのまちにあるそういった資産をしっかりと見直して、それらに光をあて、大事にしたまちづくりというものを緑の観点から進めていくべきではないかということでございます。

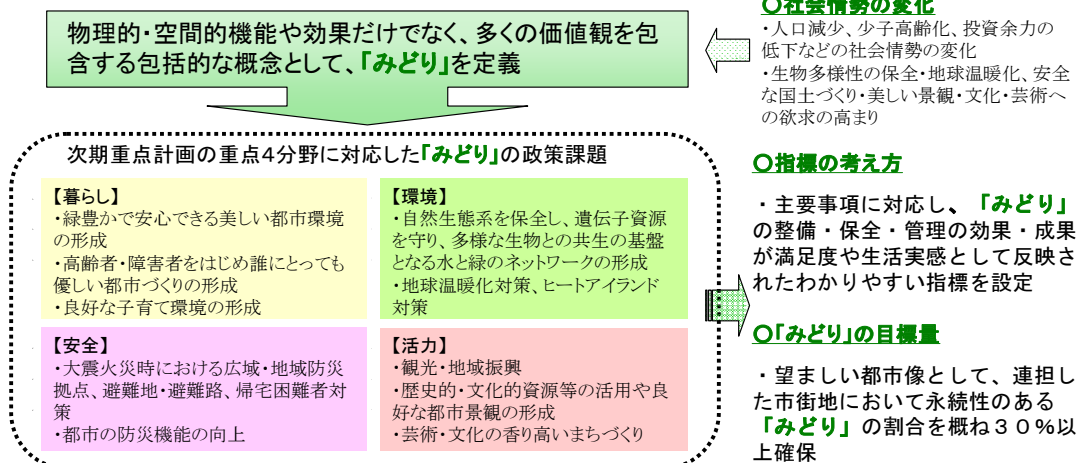
3つ目は、まがりなりにも全国的には、都市公園が18年度末までに9.3平方メートルまで増えてきた、そしてこれからも少しずつ増えていくというなかで、緑のストックももたらす効果というものをどうやって高めていくかということです。公園というのは、非常に多面的な機能をもったものがありますから、様々な他分野との連携を強化していく必要があるだろうということです。そういう多様なニーズへの対応、そして満足度を向上していく、さらには利用者が安全に緑を利用できる環境整

備をしていかなければいけないということです。防災機能の強化にしましても、温暖化対策、ヒートアイランド対策にしましても、緑地の効果をどうやって高めていくべきか、そういった観点からまとめていただいています。実はこの報告を基にしまして、公園緑地協会が出版している『公園緑地』という雑誌で、10月30日に開催されました「ひろげよう 育てよう 緑の都市全国大会」用の特集が組まれました。この号では、池谷会長にも執筆者の一人になっていただいています。ご関心のある方は、公園緑地の特集号をご覧くださいければ、この報告の詳細がお分かりいただけるのではないかと思います。

先ほど、シュツットガルトの素晴らしい計画、特に景観計画に基づいたお話がありました。日本の公園緑地に関する分野で、ドイツの景観計画

## 社会資本整備審議会 公園緑地小委員会報告の概要

### I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標



### II. 「みどり」の整備・保全・管理にかかるこれからの幅広い施策の展開

**1. 持続可能な都市を構築するための多様な主体の参加・連携**

- ・多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に進めるための戦略
- ・制度の充実と支援方策
- ・普及啓発・国民運動的展開

**2. 個性と魅力あふれた活力ある美しい国土・地域・都市づくりを進めるための歴史的・文化的資源等の活用**

- ・歴史的・文化的資産と一体となった「みどり」の保全と整備・復元、配慮、普及啓発

**3. ストックもたらす効果の相乗的向上**

- ・他分野との連携強化
- ・多様なニーズへの対応、満足度の向上
- ・安心して「みどり」を利用できる環境整備
- ・防災機能の強化
- ・地球温暖化対策

図-4

に相当するものは何かということですが、法定計画で見ますと、緑の基本計画というものがあります。これはマスタープランですので、それ自体には全く規制などの効果はないものでありますが、緑に関する都市のビジョン、マスタープランとして、都市緑地法という法律に基づいてこのような計画がありまして、市町村の方でそれをつくっていただくということになっています。内容的には、3つの大きな柱があります。ひとつめが、都市公園等の整備。都市公園プラスその他の緑地ということでもあります。その事業としましては都市公園事業、また、緑地を含めました緑地環境整備総合支援事業、そのほかに、古都の保存という観点からの古都保存事業、緑地保全事業等々、様々な手段があります。これ以外にもありますが、それらを活用して都市公園等の整備が行われます。

2つ目の柱が緑地の保全です。ツールとしては非常に様々な制度があり、法制度的にはかなり整えられています。しかし、残念ながら、市域のなかでこういったものがどれくらいの割合を占めているのかというと、その面積はまだ小さいのです。というのは、日本における私権の強さや私権に対する問題というのがあるからです。土地利用規制のこれまでの私権に対する問題があるため、なかなか現状凍結といいますか、永続的に緑を保全するということになりますと、近い将来、その土地を買い取るようなところまで、自治体の方が意向を固める、または示しておかないと、指定もしづらいということになっています。ツールもいろいろ幅広くなってきたので、このような様々な制度を利用して、今ある緑というものを保全していくということです。

3つ目の柱は緑化の推進です。日本は非常に密集した市街地が連坦していますので、そういった市街地のなかでの緑化を少しでも進めていこうということで、都市緑地法などにに基づきまして、緑

地協定制や、屋上緑化も含めた緑化施設の認定制度、また、これは都市計画のなかですが、緑化地域という制度は、面的な緑化の義務づけを一定規模以上の宅地に対して行います。これはまだ新しい制度ですが、名古屋市等で取り組みを始めているところです。それから地区計画のなかでも、緑化率を定めたり、緑地を保全する区域を決めたりということを行っています。ドイツのBプランに相当する緑の計画です。ただこの地区計画は、日本の場合は市街地全体にかかっているのではなく、地区計画を立てようという、地域の合意がまとまったところにしか、地区計画がかけられない状況です。よく言われますが、計画なければ開発無しというヨーロッパでの土地利用の制限に対して、日本といいますのは、市街化区域では基本的に建築自由の原則がある、そのために首都圏には3,300万人という人口が集まって来て、大きなメガロポリスになっています。クロン局長は、今回成田からおいでになって、まだ全然都市計画らしきものを感じられていないということですが、日本の場合、これと同じような街並みが、大阪からさらに西の方にずっと伸びています。これが日本の都市の現状だということです。

公園緑地小委員会報告に戻りますが、これからの5か年、さらにはそれ以降に向けて、緑の分野ではどのようなことを重視して行政に取り組んで行くのか、あるいは、どのようにしていろいろなセクターや分野と一緒に取り組んで行くべきなのかということで、緑の施策領域で重点的に行うものとして、6項目を挙げていただいています。

1. 美しい都市・地域・国土の形成
2. 歴史と文化に根ざした薫り高い地域の形成
3. 誰もが暮らしやすい社会の実現
4. 持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成
5. 安全・安心な都市・地域・国土基盤の形成

## 6. 多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成

たくさんある項目に対して実績はなかなか進んで行かないのですが、ひとつ大きな事例として、ここまで変わったというケースを挙げてみます。昭和記念公園というのが東京の立川にあります。これは米軍の基地だったところです。昭和53年当時は、まさに米軍関連の施設が残っている状況でありました。それがこの右側に写っている国営公園になることが決まって、ご覧のように今では樹木も相当大きく育ってきています。

国営公園のほかの例です。先ほど、古都保存法の話をしたが、古都のひとつとなっている明日香村という村が奈良県にあります。明日香村は、全村が保全対象になっている特殊な村ですが、そのなかに国営飛鳥歴史公園という国営公園があります。ご覧のように石舞台地区などは、古墳を活用した公園です。また、佐賀県の吉野ヶ里歴史公園というものもあります。魏志倭人伝にあったような弥生のクニがここに見える、卑弥呼の時代の国というのはこういう姿だったのだろうということで、遺跡が発見されて、全国的に非常に大きなブームになりました。ここが国営公園になったものであります。

同じように国営公園のご紹介ですが、国営沖縄記念公園という公園があります。これは首里城地区の方です。もうひとつ海洋博覧会場地区というものが別途あります。首里城公園は平成4年にオープンしました。それ以後現在まで十数年経っていますが、ご覧のように、首里城地区とか、北の博覧会場地区を拠点にして、沖縄に行く観光客が非常に増えています。表でもご覧いただけますように、県全体への観光客も、首里城地区の利用者の数も増えてきています。こういった施設は、2〜3年経つと訪問者数が伸び悩んでしまうのですが、沖縄の場合には、美ら海水族館という海洋博にある施設も含めまして、利用者

数の増加が継続しています。

さらに、これからは公共団体の管理されている公園についてご紹介します。これは、吉野ヶ里に並んで有名な三内丸山遺跡、縄文時代の遺跡を活用した公園です。青森県総合運動公園にあります。なぜ総合運動公園のなかに、このような公園があるのかということですが、青森県が運動公園を整備しているときにこの遺跡が見つかったのです。そこで青森県は、新しい運動公園を別の場所につくって、遺跡が見つかったところは歴史公園として活用しているということでございます。

それから、これは金沢城公園です。石川県金沢市にあります。金沢都心部の緑の拠点は2つのエリアからなっています。幹線道路を挟みまして、右下の方が前からあった兼六園、県立公園です。そして左上の方が金沢公園、新しく整備されました。ここは以前に金沢大学があったところです。そういう歴史資産は、国民の皆に開放すべきだということで、県は一大決心をして、大学を移転した後、ここを県立公園にして整備をしているというケースです。

これはもう少し小さな公園ですが、横浜の山手西洋館群です。公園のなかに西洋館を新しく移築したり、もともとあったものを保存したりというものです。この山手地区は、土日など首都圏の人がたくさん訪れるエリアですが、ご覧のように、都市公園を核にして周遊コース、回遊コースが整備されています。現在もより回遊性が高まるようにさらに整備を進めています。

今度は、地域の伝統文化の継承ということで、内容面についてご紹介させていただきます。国営公園が現在全国で16か所開園しています。そのうちの東北地方のみちのく杜の湖畔公園では、東北地方の古民家を国営公園のなかに移築しまして、そのなかに語り部を置いて、利用者に対してみちのくの民家での暮らしを語り部から



お話していただくという取り組みをしています。さらには、たたら技術を紹介している国営公園もあります。これは国営備北丘陵公園です。あの地帯は、たたら製鉄の伝統のあるエリアですので、そういった技術の実演をしていただいています。また、国営木曽三川公園では、提灯を灯した船が木曽川の支流を上がってくる、そういう伝統的な夏祭りを披露したりしています。そのほか、首里城地区では、琉球王朝の伝統的な儀式を再現しています。中国から冊封使が来るのを琉球王朝として迎え入れるといった儀式をやっていますし、組み踊りというものを披露したりしています。

少しテーマが変わりまして、バリアフリーの取り組みについてです。高齢者、身障者等の移動等の円滑化の促進に関する法律は、昨年できた法

律です。昨年できたばかりかと思われる方もおられると思いますが、現在までそれぞれの自治体なりで、個別にバリアフリー化に取り組んでこられたと思います。法律という面では、大勢人が集まるような建物を対象としたものにハートビル法がありますし、交通施設を対象とした交通バリアフリー法というのがありました。そういう個別のバリアフリー対策ではなくて、もっと全体として取り組んでいこうということで、昨年12月にバリアフリー新法というのができました。その対象に都市公園も入りました。このことから、バリアフリー新法に基づいたバリアフリー基準を、目標を実際に立てて、バリアフリーの割合を計画的に上げるということとを日本全体で取り組もうというものです。特に、回遊できる園路を都市公園のなかに設けるとか、またトイレをユニバーサルな形にするとか、駐

## ～都市緑化分野における地球温暖化対策～

都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾等における緑化の推進、既存の民有緑地の保全、新たな緑地空間の創出等の推進

### 公園・緑地における取組

都市公園の整備、都市緑化の推進等により、都市における新たな緑地空間を創出

#### <都市公園の整備>

都市公園事業を通じた用地の確保、樹木の植栽等を推進

- 都市公園・緑地保全等事業に係る予算補助（用地1/3、施設1/2等）

- 公園用地の確保に係る税制上の特例措置 等

#### <都市緑化の推進>

民間開発にともなう緑の確保など、市街地等における緑化を推進

- 緑地協定制、地区計画等緑化率条例制度等の活用
- 緑化施設整備計画認定制度の活用（緑化施設整備に対する固定資産税の特例措置）
- 政策投資銀行融資制度（エコビル整備事業）の活用 等



### 道路における取組

- 道路緑化の推進により、安全かつ快適な道路交通環境、道路景観等を創出



### 河川・砂防における取組

- 自然再生事業や多自然川づくりにより緑豊かな河川空間を創出
- 都市山麓グリーンベルトの整備などにより緑豊かな都市環境を創出



### 普及啓発

- みどりの月間（4/15-5/14）
- 都市緑化月間（毎年10月）
- 都市緑化基金の活用 等



### 技術開発

- 都市緑化等によるCO2吸収量の算定

その他各分野においても、新たな緑地空間の創出を推進

図-5

車場もこういうふうにするとか、その3種類については具体的数値目標のもと、全体では12種類の施設を対象に定めてバリアフリー化を進めています。また、ソフト面でも身障者の方に対する入園料の減免制度などを設けることで、入園者が増えているという実績もあります。

次のテーマが先ほど2つ目としてあげた環境問題への対応です。日本の場合、大都市への人口の集中によって、都市のヒートアイランド化が非常に顕著だということがあります。目前に迫った問題として、地球温暖化の問題もあります。もうすでにご案内のように京都議定書というものがあります。京都議定書はCOP3という京都で行われた国際会議で決まりまして、批准国が一定数以上に達して発効しました。その発効を受けまして、京都議定書の目標達成計画というものが閣議決定されています。目達計画と略称していますが、そのなかでも都市緑化の位置づけがされています。当然、CO<sub>2</sub>の排出を抑えることが大きな目標ですが、CO<sub>2</sub>の吸収源ということでは、森林の経営がひとつあります。それと別に、量的には小さいのですが、都市の緑化というのも認められています。都市の緑化が国民に最も身近なCO<sub>2</sub>吸収源対策ということで、国民の皆様にもそういった意識をもっていただくという観点から、このことは非常に大事なのではないかと考えております。国土交通省でも様々な分野の緑化を所管していますが、その目達計画に沿ってそれぞれに取り組んでいただいているものを、公園緑地課で今まとめつつあります(図-5)。新しい目達計画を今年の年度内につくるということで、平成20年からの5か年が第1期の約束期間なので、京都議定書の達成目標に少しでも貢献するという観点から、様々な取り組みをしています。

この都市の緑化の分野は、2001年のマラケシュ合意に基づいて、吸収源となる緑、緑化の計上方法のガイドラインをIPCCがつくりまして、

2004年にブエノスアイレスで行われた、COP10で合意にいたりました。「土地利用、土地利用変化及び林業に関する良好手法指針(LULUCF-GPG)」というものがガイドラインとして示されました。このガイドラインに沿って、都市の緑化分野のカウントをするということになりました。今後の5か年計画をつくって、実績として、これからの日本のCO<sub>2</sub>対策の一分野として、都市の緑の行政対策でも取り組んでいくというようなところに今あるわけです。緑の炭素ストックをかなり細かく5つに分けて、地上バイオマス、地下バイオマス、土壌やリター、枯死木というようなことで計算します。今まで、緑地の吸収量を量的に把握するということをやってきませんでしたので、国営公園などでモデル的に調査して、都道府県別に数値を出していけば、全国的な数値が合計できるだろうということで、現在新しいガイドラインに基づいたものを積み上げているという段階です。

次が今日の一番のテーマだと思いますが、各公園での貴重な自然環境の保全というものをどうやっていくかということでございます。国営常陸海浜公園といいますのが茨城県にあります。ここでは海浜地のなかの松林の植生が基本になっています。その林床に非常に貴重な種があります。昆虫もいますし、一部湧水地もあります。こういうものを国営公園として、その環境をより適したものに維持管理していくということです。これは、先ほどの国営昭和記念公園です。全くの更地であつたものを緑化することによりまして、ご覧のような貴重な鳥類や昆虫類などが戻ってきています(図-6)。すでに開園以来20年ほど経っていますが、その成果がこういう面に出ています。

さらに環境学習の場として、国営公園を大いに活用していこうということで、様々なプログラムを公園の管理委託をしている公園緑地管理財団などが主体となりまして進めています。各公園での環境学習の取り組みの例です。自治体の例で

は、京都市内、京都駅のちょっと西側に梅小路公園があります。この梅小路公園のなかにも自然復元型ビオトープというものを創出しています。10ヘクタールほどの面積のなかに、樹林回廊をつくったりしています。今かなりのたくさんの鳥類が戻って来ています。これは有名ですが、首都圏の例で、神奈川県座間市の座間谷戸山公園です。自然生態を観察するビオトープ型の都市公園です。埼玉県では北本自然公園なども非常に有名な公園であります。ここでもカワセミが見られるほどになってきています。

今日ご案内いただきましたけれども、埼玉県の見沼田圃のなかの合併記念公園などでも、ビオトープの整備などに取り組んでおられます。あの見沼田圃が、先ほどのシュツツガルトのグリュネUのようになるまでにはあとのくらいかかるのか

なと思っております。是非、埼玉県、さいたま市のご当局におかれましては、シュツツガルトを見本にして、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

これは干潟の例で、千葉県の谷津干潟公園です。セイタカシギなどのシギやチドリ類が多く見られます。これも有名な緑地です。これは神奈川県横浜市の舞岡公園です。ここはどちらかというと同じビオトープでも水田です。このような昔からの農業環境のなかで、非常に貴重な種が保たれてきたという面もありますので、そういう環境をボランティアの方々に参加していただき、田植えから、稲刈り、お米の収穫、たしか炭焼きのようなこともやっていたかなと思います。そのようなことをグループとして取り組んでいるということです。

## ～国営昭和記念公園における生物多様性の保全～

東京都立川市・昭島市の立川基地跡地(旧米軍基地跡地)に整備された国営昭和記念公園(昭和58年に開園)では、園内生物調査により、以下のような結果が確認されている。



**植物**  
131科378属654種  
(平成15年調査)

○環境省RDB

絶滅危惧IB類(EN)  
絶滅危惧Ⅱ類(VU)  
準絶滅危惧(NT)  
選定種:5種

○東京都「保護上重要な野生生物種」

掲載種:20種

図-6

これは埼玉県のかぬぎ山です。ここは武蔵野の雑木林を保全する非常に有名な場所です。これは、緑化型、植樹型の公園です。これはびわこ地球市民の森という滋賀県の県立公園ですが、子どもたちにも参加していただきながら、記念植樹によって廃川敷地に緑を再生しているそういうところなんです。

都市公園で今あげたようなテーマと同じように、あるいはそれ以上に緊急的に重要だというテーマということで、整備を進めているものとして、防災公園というものがあります。日本は、木造市街地が主体でありますので、火災のときにどんどん延焼してしまう危険性があります。そういった場合に、都市公園が焼け止まり線になったり、避難地になったりして大変重要な機能を果たします。そういった機能を5つほどあげています

が、こういった防災公園というのを市街地のなかで整備していかなければなりません。また、市街地から外れた大きな公園では、自衛隊とか消防とか、災害時のベースキャンプになるようなものも整備していく必要があります。当然平時は大規模公園として利用されているわけですが、震災発生時にはそのような機能を発揮できる、そのようなことも求められています。これは市川市の防災公園の事例ですが、まちなかのヘリポートとして使うよう想定されたものです。もうひとつ、これは東京都の臨海部に、国と都が一緒になって、首都圏で大地震が起こった時にヘッドクォーター、司令部になるようなものを国が設置しようということで、建物と公園とセットで整備している国営東京臨海国営防災公園という新しいタイプの防災公園です。

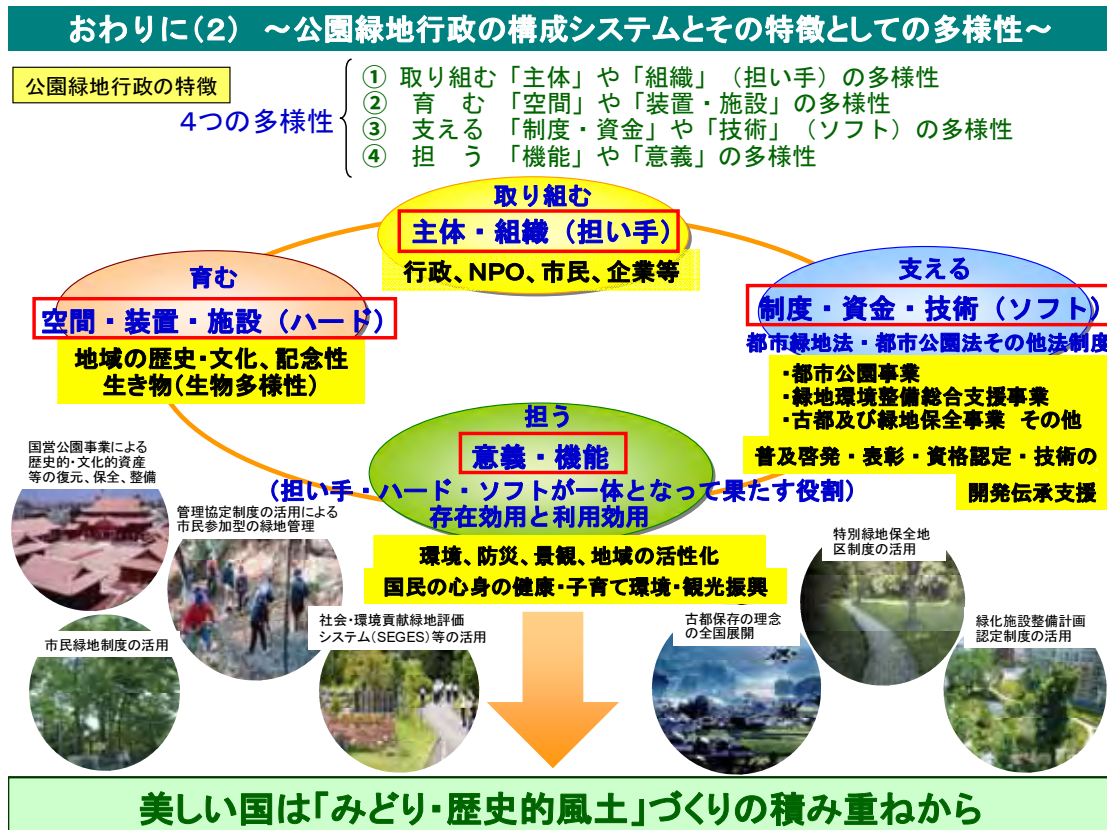


図-7

先ほど言いました多様な主体の参画ということでは、これは国営公園ですが、例えば明日香村などでは、里山とか、棚田がいろいろなボランティア団体によって管理されています。また、先ほどみちのく公園の話をしていましたが、長野県のアルプスあづみの公園でも昔語り、昔話のボランティアがいろいろを囲んで、昔の生活のことを教えてくれるなどがあります。また、バラのボランティアというのもありまして、越後丘陵公園の目玉のひとつで、こういうボランティアの方々が、バラ園とかハンギングバスケットの管理に、グループとして手伝ってくださっています。その他ガイドボランティアの方々もたくさんいます。

緑化とか緑地保全を普及していくという活動も国として続けてきています。ひとつは「みどりの愛護」のつどいで、アルプスあづみの公園で今年行われたものですが、皇太子、皇太子妃殿下にご臨席いただきまして、このようなイベントを行いました。これまでは国営公園を舞台にしたイベントですが、今後さらにこれを県や市の公園を舞台にしたかたちで、来年からも展開していこうとしています。

まとめになります、「ひろげよう 育てよう みどりの都市」という標語があります。20世紀を振り返りますと、日本では高度成長もめざましいものがあつたわけですが、片方で、公共投資というのは、公園緑地整備という点では後追いでした。やってこられなかったというそういう反省があります。そういう現状に立って、これからは、行政のみならず、多様な主体に参加していただき、緑をつくり、守ろう、緑の社会資本を創り出していこうというものです。また、それぞれの地域で、地域の特性を踏まえたものとして取り組む必要があるだろう、歴史的風土を大事にしたまちづくりをしていこう、そういう地域での取り組みが日本全体に広がっていくと、緑を広げよう、育てようという意味での都市の運動が全国的に高まって、緑の国

民文化というものが形成されていくのではないかと思います。日本は昔から伝統的に非常に植物、緑を大事にするという国柄もあるので、そういったものをもう一度日本全国で高めて行くことができればよいということでございます。

この標語、「ひろげよう 育てよう みどりの都市」は、都市公園法50周年の節目に、新しく昨年度募集して、そのなかから選んだものです。実は50年前に都市公園法ができた当時は、公園緑地がどんどん他の施設でつぶされていくという傾向がありました。そのことがひとつの契機となって、都市公園法ができたわけです。法制定後50年経った現在、21世紀に入った今、次の50年を見通しながら、新たに運動を続けていく必要があるだろうということです。そのためには、ここにありますような取り組む主体や組織に参加していただく必要があるでしょう。多様性のある様々な緑の空間として、ビオトープも大事ですし、他の機能もあります。そういった空間自体の多様性というものも大切です。

公園事業や公園管理者だけでそういったものをつくり管理していくのは大変ですので、そういうものを支えて行く資金や制度、技術というものも、それぞれ多様なものを活用してやっていく必要があります。そういうことによって緑のもつ多様な機能、多様な意義というものが確保できていくのではないかと考えています(図-7)。4つの多様性というものを考えながら、美しい国づくり、緑、歴史的風土という観点からの国づくりというものを進めていければよいと考えています。ドイツのシュツットガルトというよいお手本、見本もありますので、是非そこから力を得て、日本の国情にあった取り組みというものをしっかりと進めていければと考えています。

ご静聴ありがとうございました。



## 講演3 生物多様性時代の公園緑地

亀山 章

東京農工大学農学部教授

ご紹介いただきました亀山です。お招きいただきましてありがとうございます。

おもしろい公園という題のフォーラムの講演を頼まれたので、この企画のテーマの斬新さに打たれて、喜んで参ったわけでございます。この「おもしろい」という言葉に、かなり興味を感じたのですが、池谷会長の言うには、つまらない公園があるから、おもしろい公園のフォーラムをやりたいのだと聞きまして、ちょっとがっかりしています。私はこのおもしろいという言葉に深い意味を感じて、本日お話をさせていただくことにしました。

漢字でおもしろいは、面という字に白いと書きます。この面というのは顔のことでございます。語源は定かであるようなないようなものなのですが、ひとつの有力な説としては、日本書紀に遡るわけであります。このおもしろいというのは何なのかというと、「おもしろし」、目の前がぱっと明るくなる、という感じを表すのが原義です。天照大神が弟のスサノオノミコトが非常に乱暴だったので、それを怒って、高天原の天岩戸に引っ込んでしまった。そのために世の中が真っ暗になってしまい、それを何とかしようということで、アメノウズメノミコトが岩戸の前で舞を踊った。そうしましたら、天照大神が岩戸を少し開けて、それを見ようとした。そこで光が差し込んだわけですね。その光がぱっと差し込んだときに、そこにいた人々の面が

白くなった、つまり光で顔が白くなった。そして皆でそれを喜んだ。つまりこの「おもしろい」は、民の要望に合う、あるいは国民が求めている光がそこに照らされた、そういう意味だと思いまして、国民のニーズに応えられる公園というのがおもしろい公園なのだと、非常によく考えられたテーマだのと、しみじみ思いながら今日ここに来ました。つまらない公園の反対語だというのはちょっと違うのではないかと、本当はそういうのがった意味があって、池谷会長はこのタイトルを考えたのだと私は思っております。

そういうことであるならば、生物多様性時代というのを語るのがふさわしいだろうと思いまして、やってまいったわけでございます。本日用意しましたプリントは、東京都公園協会の都市公園という雑誌がございまして、その最新号、つい数日前に発行されたと思いますが、その特集の原稿でございます。非常に重なるテーマであると思いましたが、本日持ってきました。今日はその内容に沿って、お話を進めて行こうと考えています。

資料のはじめに、時代の脈絡というのが書いてございます。この時代の脈絡というのは、非常に大切なことございまして、要は時代のニーズの脈絡について考えようということをお話したかったわけです。国や地方自治体などの行政は、その時々国民や市民のニーズに応じて施策を

展開しています。ただ今の小川審議官のお話もそうでした。このニーズは時代の流れのなかから生じてくるものであり、そこには何らかの脈絡があるはずであるから、施策も同時に脈絡をもつことになります。それが時代の脈絡ということになります。脈絡という言葉は、様々な事柄の前後の関係あるいは筋道のことで、英語のコンテキストということになります。様々な事象が生じて、一見するともつれて混線しているように見えますが、そのなかにどのような筋道があるのかを見極めることが大事なことだと考えます。特に、様々なニーズが入り乱れて、脈絡のない時代であると思われがちな現代社会においては、このことは大事なことであると考えるわけです。

公園はそれぞれの時代のニーズに応じてつくられてきたわけです。先ほどの小川審議官のお話にもありましたように、遺跡が公園になったり、史跡が公園になる、あるいは歴史文化財を公園にするというようなことも動きとしてはあるわけです。そもそも公園というのは、さら地につくるというのではなくて、その土地がもっている資産を生かしながらつくってきました。それは公園を利用する市民が大切だと思うもの、資産を大事にしようということで、公園にしてきたからです。明治以降に城址公園というのがたくさんつくられました。あれはやはり、そこに住んでいる人たちが、城跡というものに対して、常に非常に強いあこがれをもって見てきた土地だから、そういうものを大事にしようということで公園にしてきたというような脈絡のなかで捉えることができるわけです。

新しい公園をつくるときにはどのような考え方がなされてきたのでしょうか。先ほど、池谷会長がお話されましたが、日比谷公園は、東京駅のすぐ近くにありますが、1903年に開園した公園です。都市計画に基づいてつくられた、我が国最初の公園です。欧米の近代化した都市のなかの公園というものがイメージされています。それ

以前の日本の公園といいますのは、江戸時代のレクリエーションの場をイメージしておりまして、都市と公園というコンセプトとは異なっていたわけです。この日比谷公園では、お客が来ないのではないということもありまして、お客を呼ぶ施設として公園のなかにレストランとか料亭などを設けています。今でも7つか8つレストランがあるレストランだらけの公園です。東京農業大学の進士五十八先生は、西洋の洋服を着て、花壇に咲く西洋の花を見て、西洋の料理を食べる、という西洋体験の場が日比谷公園だったと書いておられます。まさにそのとおりだったと思うわけです。

私は長野県に20年間住んでおりましたので、地方のことはよく分かるつもりなのですが、地方で公園をつくるときには、派手な色の遊具とか、巨大なオブジェとか、お隣に美術館をつくらうというのが多いわけです。これは公園というもので都会を表現したかったわけです。地方の田舎で周りは田圃のようなところで、何か都会風のものをつくりたい、そういう意識でつくったものなので、多分に都会を表現したような公園になっていました。しかし、最近は都市化が進んできましたので、かなり自然志向の公園が多くなってきているようです。自然回帰とか自然再生、そういうものが地方においてもニーズになってきているように思われます。

次に生物多様性の問題についてお話ししたいと思います。生物多様性は、時代の脈絡として重要であることから、はじめにこの言葉を正しく理解しておく必要があります。生物多様性は、英語の biological diversity、直訳しますと生物学的多様性、または biodiversity、生物多様性の訳語で、比較的新しい用語です。「生物学的多様性」は、1980年に生物学者のラブジョイ(T. E. Lovejoy)が、「保全生物学—進化生態学的展望—」という本の序文のなかで、「地球の生物学的多様性の減少は、我々の時代の最も基本的な問題であ

る」と記したのが最初であるとされています。1980年が最初ですから非常に新しい言葉です。

このラブジョイという名前はよい名前ですね。ラブとジョイなのだから、非常によい名前だと思います。外国人の名前のなかには、しみじみ考えてみると、不思議によい名前がありますね。偉大な作曲家のジョン・セバスチャン・バッハがいますが、このバッハというのは小川という意味ですから、あの人は小川さんという名前なのですね。また、ジョン・セバスチャンというのは、だいたい一郎か太郎ということで、つまり、あのバッハは、さしずめ日本名で小川一郎さんという名前なのです。先ほどの講師の小川さん、あの方も小川さんなので、バッハですね。ドイツに行くときと呼ばれるに違いないと思うわけです。人の名前で感心することが時々ございます。

一方、「生物多様性」という言葉は、1986年にはローゼン(W. G. Rosen)がアメリカ合衆国で、生物多様性に関するナショナルフォーラムを開いて、その際に使ったのが最初です。書物で残っているのは、1988年にウィルソン(E. O. Willson)とペーター(F. M. Peter)が編集した、「生物多様性」の著書が初出として引用されることが多いようです。ですから、まだ20年足らずの新しい言葉です。生物学的多様性から生物多様性に用語が発展してきた過程では、学的(logical)という文字を取ることによって、中立的な用語として幅広く使うことができるのではないかとということで、ロジカルが取られて、バイオダイバーシティになってきたという経過がございます。

この用語が政治の場面で使われるようになったのは、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)においてです。気候変動枠組条約とともに、生物多様性条約(正式名称「生物の多様性に関する条約」)に対する署名が、各国政府によって行われました。生物多様性条約は、生物の多様

性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行なうための国際的な枠組みとして設けられたものです。

この条約によると、生物多様性はすべての生物の間の変異性をいうものとされています。この変異性には3つございます。ひとつは、種内の多様性があります。種における遺伝子の多様性とも言われています。先ほど池谷会長が示されたオサムシは、東北地方のオサムシ、関東地方のオサムシ、関西地方のオサムシ、みんなオサムシですが、オサムシは1種でもみんなそれぞれ遺伝子が違うので、それぞれの遺伝子の違いを大事にしなければならない、というのが種における遺伝子の多様性であり、これを種内の多様性と言います。

それから生態系を構成している様々な生物が、それぞれの生態系のなかで非常に多様であることが大事である、これを種間の多様性と言っています。

それから、各地域においても様々な生態系があることが大事である、ということで、これを地域における生態系の多様性と言います。この場合の地域を生態学の用語では景観と言い、景観における生態系の多様性という言い方をしています。

WWF(世界自然保護基金)の定義(1989年)によれば、生物多様性とは地球上の生命の総体を意味しており、すべての植物、動物、微生物などの遺伝子とそれらを取り巻く自然環境からなる複雑な生態系を指す、としています。要は地球上の生きものの全部が大事だ、ということだと理解していただければよいわけです。

このように、生物多様性は、全世界に共有された言葉として使われてきており、特に地球規模あるいは各地域において、その保全をすることが今日の課題となっているわけです。生物多様性の保全は、従来の貴重な動植物の種の保護や

その生育・生息地の保全といった概念から抜け出して、すべての生きものと生態系の存在に価値を見いだそうとする新たな概念として登場してきたものですので、それを正しく理解しておくことがまずは大事なことです。

生物多様性保全の施策について少し整理をします。生物多様性を保全した健全な生態系は市民の財産であり、健全な生態系のもとで生活することは市民の権利である。さらに、地域における生態系の集合を景観ということから、健全な景観は国民の財産であり、健全な景観のもとで生活することは国民の権利である、ということができるわけです。

1992年の生物多様性条約の締結を元年として、その後の我が国の生物多様性保全に関する施策を概観してみます。1992年には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定されました。少し長い名前ですが、要するに、絶滅が危惧される野生動植物への対応についての法律です。種の保存法と略称されます。もともとこの法律は、1980年に我が国が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)を締結したことを契機に、それ以来、検討されてきたものであり、生物多様性条約の批准に向けて制度的確立をめざしたものです。

現代社会は、生物種の大量絶滅を引き起こしており、その規模は地球の歴史における過去5回の大量絶滅を超えるものだと言われています。最後の大量絶滅は、恐竜がいなくなった、あれが最後の大量絶滅でありまして、現在それに勝る大量絶滅の時代を迎えているというわけです。

恐竜と怪獣は違います。知っていますか？恐竜は確かにいたのですが、怪獣はいなかったのです。でもそっくりでしょ、非常に似ています。私もつい最近分かるようになってきたのですが、実

のところどころが違うのだろうかと、ずっと不思議だったのです。火を噴くのが怪獣かな、と思ってきたのですがどうもそうではないらしい。恐竜はいたけれども、怪獣はいなかったのですね。現在は、たくさんの動植物が絶滅したり、絶滅危惧だったりしています。

1995年には、生物多様性条約に基づいて国内の施策を体系的にまとめた生物多様性国家戦略が閣議決定され、政府の方針とされました。1997年には、環境影響評価法が制定されて、法律に基づいた環境影響評価が、2年後の1999年より施行されることとなりました。行政においても、生物多様性の思考は徐々に取り込まれるようになり、環境影響評価法において、法律のなかにもはじめて環境項目のなかに生態系が取り入れられるようになりました。

2002年には、新・生物多様性国家戦略が閣議決定されて、種のレベルにおいてもさらに立ち入った政府の方針が示されました。また、同年には自然再生推進法が制定され、失われた自然や傷ついた自然を再生するという活動を支援する方策が示されました。2004年には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、いわゆる外来生物法が制定され、翌年の法施行に基づいて、生態系等に影響を及ぼす侵略的な外来生物を防除する制度が動き出すようになりました。2007年には、政府の環境立国戦略が閣議決定され、同年度末には第3次生物多様性国家戦略が定められることとなっています。生物多様性保全という脈絡のなかで、1992年から十数年の間に、様々な法制度の整備や各種の施策の展開が図られてきたということが、お分かりいただけるだろうと思います。

そこで、公園緑地と生物多様性保全という問題を少し考えていきたいと思います。公園緑地への市民のニーズはたくさんあるということを行いましたけれども、特に、生きものへのニーズ

は、近年、急速に高まってきております。それは環境問題と連携して、環境の質へのニーズとなっているわけです。行政の側からみると、公園緑地等の緑は、都市のインフラであり、インフラ整備の視点から計画的に対応してきています。しかし、生きものは環境の質を示すものとして重視されているものの、計画的な対応は行なってきていません。それはなぜかと言いますと、生きものが移動するものであることから、空間計画的な対応になじまないというわけです。都市計画で動物のことを考えようとしても、そこにいつもいてくれるわけではないから、どうも空間計画になじまないということで、これは少し怠慢なのかも知れませんが、なじまないからやらないということで、やってきていないのだろうと言うことができます。それから、生きものを保全するための計画手法が未成熟であることや、両者が別々の行政として取り組まれてきたこともいわれるのだと思います。

しかし、市民の側からみると、緑を扱う行政と生きものを扱う行政が別々であるのは、理解し難いことであって、常識的に考えるならば、緑と生きものは同一の行政で扱われるべきものであり、そこに必要な見方としては、生きものまたは生態系は都市のインフラであるとする考え方であります。生態系インフラだという考え方をもつことが大事なわけです。そのような観点から、都市における生物多様性保全の問題を少し考えてみたいと思います。

最初に、種の保存法と公園緑地についてみたいと思います。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律は、「種の保存法」と通称されています。この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物の種を指定し、その種の捕獲や採取や譲渡を禁止するとともに、生息地の保護区を指定したり、保護増殖事業を行なうことが規定されています。この法律で国内希少野生動植物種に指定されると、これは法律にもとづ

く指定ですので、厳重に保護しなければならない動物になるわけです。

猛禽類のオオタカは、しばしばいろいろなところに出てきて、公共事業の敵だというふうにも言われています。あれはこの法律の指定種でございますので、どうしても法的事項として、大事なものとして扱わなければならないものであるわけです。オオタカは里山で生息する鳥ですので、丘陵地を中心に各地に生息することができるわけですが、だいたい100～400ヘクタール以上、つまり、1キロ四方から2キロ四方くらいのまとまった森林が存在することが生息環境の要因となりますが、郊外では公園の周辺の森林と一体となつて、この程度の要因が満たされることがしばしばあります。東京の都心では、例えば、皇居のなかにはオオタカがおります。あそこは周辺の公園とあわせると200ヘクタール以上の森がありますので、オオタカが生息することができるわけですよ。

オオタカのような種の保存法の指定種が、公園緑地のなかにいるということは非常に大事なことであり、公園緑地がオオタカのような種の保存法の指定種に生息環境を提供していることは大事なことです。一般にオオタカのような種がいた場合には、保護をはかる配慮から公表されることは少ないので皆さんご存じないかも知れませんが、大きな公園のなかにはオオタカなどが生息していることが多いのです。これを公園緑地の役割のひとつとして評価してもよいものであろうと思います。特に、生態系の上位種であるオオタカが生息していることによって、豊かな自然環境が指標されていることが大切です。東京都では丘陵地公園が、多摩丘陵や狭山丘陵などにありますし、埼玉県では比企丘陵などにオオタカが生息しています。こういった大規模な公園緑地では、スケールメリットを発揮できることから、その役割は大きなものとなります。



しかし、鳥類のように営巣地を年ごとに移動するものは、公園のなかだけに生息地が限定されるものではないことから、生息環境の保全が積極的に図られている例は少ないのが現状です。公園緑地のなかには、この法律の指定種ではないものの、地域の絶滅危惧種、例えば、植物ではキンラン、ギンラン、エビネ、カタクリなどが生育していて保存されている場所もございます。こういったことから、公園緑地が絶滅危惧種の保存に果たす役割は、より強く意識されてよいものと思われまます。

次に、環境影響評価と公園緑地の問題に移ります。これも非常に大事なことです。環境影響評価法においては、都市公園の整備事業は対象事業とされていません。これは土地区画整理事業などの面整備の事業にも共通して行われていることですが、面整備は環境影響評価をやっていいますが、公園緑地などの都市整備事業は、都市の環境を良好にする事業なのであるから環境影響評価を必要としない、という考え方が強くもたれています。

私は環境影響評価法ができたときに、国土交通省のダム・河川と、道路と面整備の技術指針マニュアルの作成に参加しました。おそらく最も多くの会議に出席して議論をやってきただろうと思います。マニュアルには全部関与しておりますが、面整備は特に大変でした。というのは、面整備事業というのは、もともとアセスが必要ないものなのだから、そういうのにアセスやるのはいけないことである。だから、マニュアルの冒頭に、面整備事業は環境をよくするのだということを書こう、などという意見もありまして、そういうことが非常に多かったのです。面整備は土地を造成して裸地を大面積につくってしまうのに、何も感じていないのかなと思うくらい、何も感じていないようです。

山を崩してまちをつくっている人たちは、面整

備をするのはよい環境つくっていることなのだから、なぜ環境アセスをやらなくてはいけないのか、とひたすらそのように本気で思っているのです。そのような人たちとずいぶん長いこと議論をして、ようやくマニュアルを作成したわけです。別に公園の悪口を言っているわけではないのですが、公園の整備においても、やはり環境を改変するわけですから、環境の調査をしっかりとやって、そしてそれを皆さんに公表しながらやっていくというのが大事なことになるだろうと思っているわけです。

先ほど沖縄の国営公園の話がございましたが、1975年に沖縄で海洋博覧会が行われまして、その跡地を国営公園にしたわけです。海洋博覧会の会場をつくるときに、その場所の基礎調査を行いました。海岸植生のアダンの群落が海岸線のところにずっとありまして、このアダンを保護してやると、内陸側の植生も保護できるのではないかということで、海岸線の手をつけてはいけないところをしっかりと図面上に示してお渡ししました。海洋博覧会協会も、それをしっかり守ってくださったので、自然保護上の問題は起こりませんでした。こういう仕事はしっかりとやると残念ながら、何も話題になりません。自然保護はしっかりとやると、逆に何の話題もなくてつまらないこともあります。本当に一生懸命にやると、何も話題にならないからです。愛知万博が環境問題で話題になりましたが、あのようにならなったら、ある意味ではとても気分がよいだろうと思いました。私が一生懸命やったことは何も話題にならないものが結構多いのです。しかし、しっかりと基礎調査をやって、それを共有するということは、非常に大事なことだと思います。

つぎは、自然再生と公園緑地の問題です。自然再生推進法では、自然再生は、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを直接の目的として行

なう事業である、とされています。自然再生事業は、新しいかたちの社会投資として位置づけられるものであって、従来の各種の公共事業のなかで取り組みができるように制度が改正されています。なかでも、都市域においては、都市公園事業のなかで自然再生を行うことに大きな期待がもたれております。

先ほどお話がありました埼玉県の「くぬぎ山自然再生」では、当初は約120ヘクタールの対象地を、この協議会の人々は、全域都市公園にしようということはかなり盛り上がっていたのですが、全域は無理だろうということで、都市緑地法と併用して、とにかく都市公園事業で自然再生しようとする構想が出されました。このことから、都市公園に対する期待が非常に大きいということを私も感じたわけでございます。都市公園で自然再生する制度的な試みは、アーバン・エコロジー・パークなどの様々な制度が行われてきているということにつきましては、先ほどのお話にもあったとおりでございます。

つぎに、外来生物法と公園緑地の問題があります。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、これがいわゆる「外来生物法」と称される法律です。この法律は、特に生態系等に被害を及ぼす外来生物の種を指定し、その個体の取り引き、飼育、遺棄を禁ずる制度です。また、必要に応じて、駆除の事業などを行うものです。そのために、特定外来生物という生物の種指定を行うというものです。私は植物の種指定の担当でございますので、この会議によく出ているのですが、なかなか難しい問題であるということが言えます。公園緑地は都市のなかで動植物が生育・生息できる数少ない場所であるために、外来生物の問題は様々なかたちで生じる可能性があり、あるいはすでに生じているわけです。それらの問題は大きく2つに分けられます。

そのひとつは、公園緑地に意図的に、つまり

人為的に、あるいは非意図的に、つまり勝手に、外来生物が持ち込まれることです。意図的なものでは、飼育を放棄して公園の池に遺棄されるミシシッピーアカミガメや、魚釣りの目的で池に放魚されるブラックバスなどがその例です。最近、都会の庭園や公園のカメは、ほとんどミシシッピーアカミガメで、在来のカメを見ることはほとんどなくなっています。飼育を放棄して捨てられる動物には、カミツキガメのように人間に怪我をさせる獰猛なものもいます。一方、一般に公園の生態系は自然の生態系のように安定したものではないために、非意図的に様々な動植物が侵入することができます。セイヨウタンポポやセイタカアワダチソウなどの帰化植物が繁茂しやすいのもそういった生態系の特徴によるものです。

他のひとつは、公園緑地の整備の際に用いられる緑化用植物の問題です。緑化用植物のなかの外来種の取り扱いの問題は、非常にやっかいな問題です。特に、法面緑化や道路緑化などの場面で重要な問題になってきています。この問題については、3つの課題があります。ひとつは外来生物法の理解がなかなかされていないということがありまして、外国産の植物は何でも悪いのではないかと思われる方も結構いるわけでございます。公園のなかに植えられている園芸植物は、ほとんどの場合は逃げ出すことがない、つまり逸出することがないか、または非常に少ないものですから、あまり問題視する必要はないだろうということです。極端に言うと、チューリップを植えたらいけないのかなど、いろいろなことを言う方がいらっしゃいますが、あまりそういうことを問題にしている法律ではありません。ただ、そういう誤解は非常に多いのです。緑化用植物については、特に課題が多いものですから、環境省、農水省、国交省の3省合同の委員会をつくってございまして、昨年、一昨年と検討してきております。私はその検討会の座長というのをやらされております。

すが、なかなかこの問題はやっかいです。

ところで、従来、外来種の用語は移入種と同義であり、本来その場所に生育していない種の意味で用いられてきました。ところがこの法律では、外国から来た種を外来種、外来生物と呼ぶようになっています。そのため、かなり混乱をいたします。例えば、クスノキは、埼玉県にはもともとない木です。もちろん日本の木なのですが、埼玉県には元来なかった木です。私たちは、クスノキはそれがなかった地域では移入種とか外来種だと思っているわけです。でも外来生物法で言うと、クスノキは別に外来種ではないのです。つまり、地域の外から持ち込まれる種は地域外来といいますが、外来生物法では外国産ではない地域外来の種は対象にされていないのです。そのために、地域外来というのが使いにくくなってしまいました。このため大変混乱することがあります。これは、緑化における外来植物の問題を外国産外来に限定することになり、緑化の将来にとって好ましいことではありません。

このほかにも、帰化植物や帰化動物は、もう日本に帰化してしまったのだから、日本人並に、日本の種として扱ってあげてもよいのではないかとおっしゃる方もいます。難しいことではありますが、それはちょっと違うのだということを明解に説明しなければなりません。また、ニセアカシアなどもたちの悪い木なのですが、あれは養蜂に使うとおいしい蜜がとれるということで、養蜂家の方々が農水省にいろいろ言いに来られるので、これもなかなかうまく取り締まることができなくて、苦勞をしております。

外来種の問題は、種の問題であると同時に、それが使われる場所の問題でもあります。大事な場所、特に国立公園など、すぐれた自然が保護されるべき地域においては、種の問題はより厳密に扱われるべきであると考えられます。それでは、都市のなかであつたら何を使ってもよいのか

という、これもまた少し違うのではないかということです。つまり、都市のなかでこそ、繁茂しそうな可能性のあるものについて、できるだけ入れないようにした方がよいのだというふうに考えますと、どこでも同じように、あまり持ち込まない方がよいと考えるようになります。わずかに自然が残された都市において、生物多様性保全に努めることも、同時に大切なことであるわけです。

最後に取り組みの課題ですが、生きものの情報の問題があります。これは大変大事なことです。国土交通省の公園緑地に関する技術開発の5カ年計画のひとつとして、エコロジカル・ネットワーク計画の作成方法についての研究会を5年あまりかけて進めて来ました。これは、生きものと共生できるまちづくりの計画手法を検討するものであり、都市内で人為の影響によってゆがんだ生態系を保全・修復することを目的としたものです。研究会の成果は図書として刊行することができました。

この研究を進めるうえで最も大きな障害となったのは、生きものの情報が不足していることでした。計画手法の検討に使うことができる動植物に関する情報を、十分に備えた市町村は皆無だったのです。そこで、事例研究を行う市を選んで、そこで動植物の調査をきちんとさせていただきながらやったので、非常に時間がかかりました。計画をつくるのに際して、動植物に関する基礎調査から始めなければならない、このことが研究の進行の著しい妨げとなったわけです。

東京都の国立市で緑の基本計画をつくる審議会がつくられたときに、公募を含む多くの委員から、生きものを重視した計画にしたい、という意見が当初から多く出されました。そのため、私が審議会の会長をやっておりましたので、生きものの調査をしたいので、「市民生きもの調査団」をつくるお金をくださいと言って、市長に予算を確保していただきました。市民の皆さんに集まっていた

だいて、植物調査団や昆虫調査団、そのほか鳥や魚など、いろいろな調査団をつくり、皆さんからいくらかかるか予算を出していただきました。それを合算して、市長さんのところに持って行って、これだけかかりますので予算を下さいとお願いしました。何回も市議会で否決されたのですが、市長さんがくじけずになんとか議会を通してくださって、とうとう調査費がつかしました。その後、1年間かけて細かく調査をしたことがあります。その調査の資料を基に緑の基本計画を立案し、満足のいく成果が得られました。いずれにしても、生きものの情報をきちんと蓄積しておくことが重要です。

もうひとつは公園緑地と生きものの行政についてです。公園緑地と生きものの関係については、行政のあり方にも問題があります。先ほど申しましたエコロジカル・ネットワークの計画をするときに、全国の都道府県と大きな市町村のなかからいくつかを選んで、生きものに関する情報の有無や、行政としての取り組みの実態についてのアンケート調査を試みました。その内容は、市の行政の実態を聞くものです。この時、公園緑地の部局と環境の部局の両方を対象としました。そして、それぞれに同じアンケート用紙を送付しました。どのような反応があるかと思ったわけです。

その結果、回答が寄せられたのは、環境の部局からのものが、公園緑地の部局からのものよりも多かったのです。都市部局の方が、こういった問題に対して反応してくれないというのが実情です。あくまでもこれは公園緑地のエコロジカル・ネットワークなのですよ、と言ってもこういう結果なのです。一般に公園緑地の整備と管理は、都市整備の部局で行われますが、生きものは環境行政の対象とされていることが多いのです。つまり、生きものと言うと、それは環境行政だと言って、公園の方では対応してくれないということがあります。

緑と生きものが無関係であるならばそれでもよいのですが、公園緑地の緑は生きものの生息環境として大きな役割を果たしています。都市化が進んで緑地が少なくなっているところでは、公園緑地の役割は特に大きなものとなっています。公園は環境と仲良くしていただけると、公園の本来の役割をさらによくすることができると思っています。いずれにしても、生物多様性保全の時代なのです。そういう時代の脈絡のなかで、公園緑地を捉えていくことが、我々に課せられた大きな課題だということを皆さんと共に共有していただきたいということで、私のお話とさせていただきます。

ご静聴どうもありがとうございました。

## 閉会挨拶

### 行森英治

#### 財団法人埼玉県生態系保護協会副会長

ご来場の皆様、本日は大変熱心にお聞きいただきありがとうございました。

本日のフォーラムでは、まず、当会の池谷会長による基調講演の後、シュツットガルト市のクロン局長より、盆地ゆえに大気汚染に悩んでいたまちから環境の時代のまちへと生まれ変わりましたシュツットガルト市の都市計画についてお話いただきました。この都市計画は世界的に非常に評価の高い計画ですけれども、本日は、現在の最高責任者でいらっしゃるクロン局長から直接お話を伺いすることができ、あたかもドイツに研修に行ったような感動を覚えました。なお先ほどいかがいしたのですが、緑化にかかる予算というのは、単独で確保するのではなく、都市再生事業の一環として用意されるのだそうです。この点に関しましては、是非日本でもそのあってほしいなと思うものであります。

また、国土交通省の小川陽一様には、本日のテーマに沿った公園緑地の総合的な施策展開について、公園緑地のもつ多面的な機能のご紹介とともにそれぞれご説明いただき、私たちも広げよう、緑の都市という事業に協力していきたいと思いました。

そして最後に、自らは名刺に造園家と書かれていらっしゃる亀山章先生より、生物多様性時代の公園緑地について、地域と景観の生態学で緑の環境をつくろうという日頃からおっしゃられている立場でご講演をいただきまして、私たちも同様の考えで面白い公園を行政に働きかけていき

いなと感じました。先生、ちなみに、恐竜というのは絶滅していなくなり、怪獣というのはおおむね最後は爆発してなくなるものだという、それが区別になっているそうです。

いずれの講演におきましても、私たちにとって大変に参考になることばかりで大変感銘を受けました。ご講演いただきました皆様には、この場をお借りして厚く御礼申しあげ、閉会の辞とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。



**財団法人日本生態系協会**は、国内外の情報を広く集め、自然と共存する豊かなくにづくり、まちづくりを進めるシンクタンクです。アメリカとドイツに事務所をおき、世界各国の行政や研究機関、NGOなどと情報の交換をしながら、持続可能な社会のあり方について、日本国内の市民や議会、行政、企業などへ幅広い働きかけを行っています。また、各種法制度に自然との共存という視点を加えるための提言を行うほか、シンポジウムやセミナーなどの開催、ビオトープ管理士・子ども環境管理士資格の認定、書籍の企画、編集など、さまざまな普及啓発活動、技術や情報の提供を行っています。

**財団法人埼玉県生態系保護協会**は、自然と共存し、人々がいきいきと輝く美しいまち、持続可能な社会を目指して活動する専門団体です。1978年の設立以来、今を生きる私たちのためだけでなく、未来を担う子どもたちや将来世代に豊かな自然や文化を手渡せるよう、それらを守り育てるとともに、自立したまちづくりを促進するための提案を行っています。また、埼玉県の各地に支部をおき、県内の自然環境に関する情報の収集・交換をするほか、貴重な自然の残る土地を買い上げて守るトラスト活動や、研修会・コンクールなどの環境教育活動も積極的に行っています。

## 国際フォーラム

### おもしろい公園 いきたい公園 一かわって行く世界ー 講演録

---

2008年1月 発行

編集・発行 **財団法人日本生態系協会**

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

TEL: 03-5951-0244 FAX: 03-5951-2974

URL: <http://www.ecosys.or.jp/eco-japan/>

**財団法人埼玉県生態系保護協会**

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町 1-103-1 YK ビル5F

TEL: 048-645-0570 FAX: 048-647-1500

URL: <http://www.ecosys.or.jp/eco-saitama/>

---

本フォーラムは、一部『財団法人サイサン環境保護基金』の助成を受けて実施しました。